

第2 給与所得の源泉徴収事務

所得税は、源泉分離課税とされる預貯金の利子等に係る利子所得などを除き、その年中に各人に帰属する全ての所得を総合し、その所得の総額から基礎控除額や扶養控除額などの所得控除額を差し引き、その残額に税率を適用して課税する、いわゆる「総合課税」の建前をとっています。また、既に説明したように、納税については、所得者自身が所得とそれに対する税額を計算して確定申告をし、自発的に納税する、いわゆる「申告納税制度」を採用しています。

給料や賃金等によって生計を立てている給与所得者についても、総合課税や申告納税の建前に従って所得税の課税が行われることになりますが、給与所得者は、一般的には給料や賃金等の収入以外に所得のない場合が多いので、各人の確定申告を待つまでもなく、給与の支払者の下で比較的容易に総合課税の要請に応ずることができます。そこで、給与所得に対する所得税及び復興特別所得税については、いわゆる源泉徴収制度を採用し、給料や賃金等の支払者が給与を支払う際に、支払額に応じた所得税及び復興特別所得税をその給与から差し引いてこれを国に納付するとともに、年末において年末調整を行い、その年中の給与の総額に対する年税額と給与の支払の都度差し引いて納付した源泉所得税及び復興特別所得税の合計額とを対比して、過不足額の精算をすることとし、給与所得者が申告納税をする手数を省くこととしています。

I 給与所得の課税標準

1 給与所得控除

所得税は、原則としてその年中の収入金額から必要経費の額などを控除した、いわゆる純所得を課税標準として課税するものですが、給与所得については、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（次ページ2の給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合には、適用後の金額）を課税標準とすることになっています。

この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次の表のように定められています（所法28③）。

（注） 月々（日々）の源泉徴収税額を計算する際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表や日額表など）には、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々（日々）の源泉徴収の都度、次の給与所得控除額の算式によって給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、「その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額」から各種所得控除額を控除した後の課税給与所得金額について「年末調整のための算出所得税額の速算表」を使用して税額を求めることになりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与

等の金額の表」によって求めます（所法28④、190、別表第五）。

〔給与所得控除額の算式〕

給 与 等 の 収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
162万5,000円以下の場合	650,000円
162万5,000円を超え180万円以下の場合	収入金額×40%
180万円を超え360万円以下の場合	収入金額×30% + 180,000円
360万円を超え660万円以下の場合	収入金額×20% + 540,000円
660万円を超え1,000万円以下の場合	収入金額×10% + 1,200,000円
1,000万円を超える場合	2,200,000円

2 給与所得者の特定支出控除

- (1) 給与所得者が、特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、給与所得控除後の給与等の金額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができます（所法57の2①）。

- (2) 特定支出とは、次に掲げる支出で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

ただし、特定支出につき、給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分及びその支出につき雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第5項（失業等給付）に規定する教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（母子家庭自立支援給付金）に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金又は同法第31条の10（父子家庭自立支援給付金）において準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される場合におけるその支給される部分は特定支出には含まれません（所法57の2②）。

- ① 通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出
- ② 転任に伴う転居のための支出
- ③ 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するために受講する研修のための支出
- ④ 職務の遂行に直接必要な資格の取得費
- ⑤ 転任に伴い単身赴任をしている人の帰宅のための往復旅費
- ⑥ 職務に関連する図書若しくは勤務場所での着用品が必要とされる衣服

を購入するため、又は得意先等に対する接待、供応等のための支出（その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限る。）

- (3) 特定支出控除の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類の添付等が必要です（所法57の2③④）。

- ① 給与所得者の特定支出に関する明細書
- ② 給与の支払者の証明書
- ③ 特定支出の金額等を証する書類
- ④ 鉄道等の利用区間等を証する書類

(注) これらの様式は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載しています。

II 給与所得の範囲

給与所得とは、俸給や給料、賃金、歳費、賞与のほか、これらの性質を有するものをいいます（所法28①）。

なお、給与所得の範囲について注意すべき主な事項は、次のとおりです。

1 特殊な給与の取扱い

(1) 通勤手当等

通勤手当（通常の給与に加算して支給されるものに限ります。）や通勤用定期乗車券（これらに類する手当や乗車券を含みます。）は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されないことになっています（所法9①五、所令20の2）。

区	分	課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000円）
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円

区 分		課税されない金額
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	(全額課税)
③	交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)
④	交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)

(注) 1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません（所基通 9－6 の 3）。

2 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないことになりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります（平元直法 6－1（最終改正平 26 課法 9－1））。

(2) 旅 費

旅費については、次のように取り扱われます。

イ 非課税とされる旅費の範囲

次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません（所法 9 ①四）。

- (イ) 勤務する場所を離れて職務を遂行するために行う旅行
- (ロ) 転任に伴う転居のために行う旅行
- (ハ) 就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行

上記の非課税とされる金品は、旅行をした人に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内のものに限られますが、その範囲内のものに該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとされています（所基通 9－3）。

① 支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通

じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

- ② 支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

ロ 年額又は月額により支給される旅費

職務を遂行するために行う旅行の費用に充てるものとして支給される金品であっても、年額又は月額により支給されるものは、給与所得として課税の対象とされます。ただし、その支給を受けた役員又は使用人の職務を遂行するために行う旅行の実情に照らし、明らかに上記イの旅費に相当すると認められるものについては、課税されません（所基通28-3）。

ハ 非常勤役員等の出勤のための費用

常には出勤することを要しない次に掲げるような人に対し、その勤務する場所に出勤するために行う旅行、宿泊などに要する費用に充てるものとして支給される金品で、その支給について社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その支給する金品のうち、その出勤のために直接必要であると認められる部分に限り、課税されません（所基通9-5）。

(イ) 国・地方公共団体の議員、委員、顧問又は参与

(ロ) 会社その他の団体の役員、顧問、相談役又は参与

二 単身赴任者が会議等に併せて帰宅する場合に支給される旅費

単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみてこれらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が所得税基本通達9-3に定める非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、課税されません（昭60直法6-7）。

ホ 着後滞在費

通常の赴任旅費のほかに、例えば、家族の同伴が不可能である転勤者に対し、家族と同居するまでの間その日数などに応じて着後滞在費などの名目で支給されるものは、それが旅費規程に基づいて支給されるものであっても、給与所得とされます。

(3) 宿日直料

宿日直料は、1回の宿日直について支給される金額のうち、4,000円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、

4,000円からその食事の価額を控除した残額)までの部分については、課税されません。ただし、次に掲げる宿日直料については、その全額が課税の対象とされます(所基通28-1)。

イ 休日又は夜間の留守番だけを行うために雇用された人や、勤務する場所に居住し休日又は夜間の留守番をも含めた勤務を行うものとして雇用された人にその留守番に相当する勤務について支給される宿日直料

ロ 宿日直の勤務をその人の通常の勤務時間内の勤務として行った人やこれらの勤務をしたことにより代日休暇が与えられる人に支給される宿日直料

ハ 宿日直の勤務をする人の通常の給与の額に比例した金額又はその給与の額に比例した金額に近似するように給与の額の階級区分等に応じて定められた金額により支給される宿日直料(その宿日直料が、上記の給与の額に比例した金額とその他の金額との合計額によって支給される場合には、その比例した部分の金額)

(4) 夜間勤務者の食事代

正規の勤務時間の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)に及ぶいわゆる深夜勤務者に対し、夜食の提供ができないため、これに代えて通常の給与に加算して支給される夜食代で、その支給額が勤務1回につき300円以下のものについては、課税されません(昭59直法6-5)。

この場合の支給額が非課税限度額の300円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します(平元直法6-1(最終改正平26課法9-1))。

(5) 交際費等

交際費や接待費等として役員又は使用人に支給される金品は、給与所得とされますが、使用者の業務のために使用すべきものとして支給されるもので、そのために使用したことの事績が明らかなものについては、課税されません(所基通28-4)。

(6) 結婚祝金品等

雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける役員又は使用人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません(所基通28-5)。

(7) 葬祭料、香典、見舞金

葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません(所基通9-23)。

(8) 死亡した人の給与

死亡後に支給期（給与所得の収入すべき時期（38ページ参照）をいいます。）の到来する給与のうち相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課されません（所基通9-17）。

(9) 労働基準法等の規定による各種補償金

次に掲げる補償金は、課税されません（所法9①三イ）。

イ 労働基準法第8章《災害補償》の規定により受ける療養の給付や費用、休業補償、障害補償、打切補償、分割補償（障害補償の部分に限ります。）、遺族補償及び葬祭料（所令20①二、所基通9-1）。

ロ 船員法第10章《災害補償》の規定により受ける療養の給付や費用、傷病手当、予後手当、障害手当（所令20①三）。

（注）労働基準法第76条第1項に定める割合を超えて休業補償を行った場合であっても、その休業補償については課税されません（所基通9-24）。

(10) 学資金

イ 学資に充てるために給付される金品のうち給与その他対価の性質を有するものは非課税の対象から除外されていますが、給与所得者が使用者から受ける学資金のうち、通常の給与に加算して給付されるものについては、次に掲げる場合に該当するものを除き、非課税とされません（所法9①十五）。

① 法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合

② 法人である使用者からその法人の使用人（その法人の役員を含みます。）と特別の関係がある者^(注)の学資に充てるため給付する場合

③ 個人である使用者からその個人の営む事業に従事するその個人の親族（その個人と生計を一にする者を除きます。）の学資に充てるため給付する場合

④ 個人である使用者からその個人の使用人（その個人の営む事業に従事するその個人の親族を含みます。）と特別の関係がある者^(注)（その個人と生計を一にするその個人の親族に該当する者を除きます。）の学資に充てるため給付する場合

ロ 給与所得者が使用者から受ける学資金で非課税とされるものは、通常の給与に加算して給付されるものに限定されることから、本来受けるべき給与の額を減額された上で、それに相当する額を学資金として給付を受けるものなどは、非課税とはされません（所基通9-14）。

ハ 上記イの①から④に該当する場合は、役員、使用人又は親族に対する給与等として課税されます（所基通9-15）。

ニ 使用者から学資金の給付を受ける者が、その使用者の他の使用人と特別の関係がある者^(注)であると同時に、その使用者の使用人（法人の役員及び個人の営む事業に従事する当該個人の親族を除きます。）としての地位も併せて有している場合には、その学資金の給付が、使用人と特別の関係がある者のみを対象として行われるなどでない限り、使用人と特別の関係がある者^(注)に対する学資金には該当しないものとして取り扱います（所基通9-16）。

(注)「特別の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 当該使用人の親族
- ② 当該使用人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の直系血族
- ③ 当該使用人の直系血族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①から③に掲げる者以外の者で、当該使用人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの及びその者の直系血族
- ⑤ ①から④に掲げる者以外の者で、当該使用人の直系血族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(11) 在勤手当（いわゆる在外手当）

使用者が、国外で勤務する居住者である役員又は使用人に対し通常の給与に加算して支給する在勤手当で、勤務地の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況からみて、その加算して支給を受けることにより国内で勤務した場合に比べて利益を受けると認められない部分の金額については、課税されません（所法9①七、所令22）。

(12) 発明報償金等の支給

業務上有益な発明、考案等をした役員又は使用人に対して支給する報償金、表彰金、賞金等については、次のように取り扱われます（所基通23～35共-1）。

イ 業務上有益な発明、考案又は創作をした人に対して、その発明、考案又は創作に関する特許や実用新案登録、意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権、意匠権が使用者が承継することにより支給するものについては、これらの権利の承継に際し一時に支給するものは譲渡所得、これらの権利を承継した後において支給するものは雑所得とされます。

ロ 役員又は使用人が取得した特許権、実用新案権や意匠権について通常実施権又は専用実施権を設定したことにより支給するものについては、雑所得とされます。

ハ 事務や作業の合理化、製品の品質の改善や経費の節約等に寄与する工夫、考案等（特許や実用新案登録、意匠登録を受けるに至らないも

のに限ります。)をした人に対して支給するものについては、その工夫、考案等がその人の通常の職務の範囲内の行為である場合には給与所得、その他の場合には一時所得（その工夫、考案等の実施後の成績などに応じ継続的に支給する場合には雑所得）とされます。

ニ 災害等の防止又は発生した災害等による損害の防止などに功績のあった人に対して一時に支給するものについては、その防止などがその人の通常の職務の範囲内の行為である場合には給与所得、その他の場合には一時所得とされます。

ホ 篤行者として社会的に顕彰され使用者に栄誉を与えた人に対して一時に支給するものについては、一時所得とされます。

ヘ 使用者原始帰属制度に基づき、従業者が契約、勤務規則その他の定めにより職務発明に係る特許を受ける権利を使用者に取得させ、使用者から相当の金銭その他の経済上の利益を受けた場合には、雑所得とされます。

(13) 確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い

使用者が次に掲げる各制度に基づき使用人のために支出した掛金や保険料、事業主掛金、信託金等については、課税されません（所令64、82の4）。

なお、これらの各制度に基づき使用人が支払を受ける年金などについては、それぞれその内容に応じて公的年金等に係る雑所得、退職所得、一時所得又は給与所得として課税されることとなります（所法31、35、措法29の3）。

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金

ロ 確定給付企業年金に係る規約に基づいてその加入者のために支出した掛金のうち当該加入者が負担した金額以外の部分

ハ 適格退職年金契約に基づいて法人税法施行令附則第16条第1項第2号に規定する受益者等のために支出した掛金又は保険料のうち、その受益者等が負担した金額以外の部分

ニ 確定拠出年金法第4条第3項に規定する企業型年金規約に基づいてその企業型年金加入者のために支出した同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金

ホ 勤労者財産形成促進法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて同項第2号に規定する信託の受益者等のために支出した同項第1号に規定する信託金等

へ 勤労者財産形成促進法第6条の3第2項に規定する第1種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第2号に規定する信託の受益者等のために支出した同項第1号に規定する信託金等又は同条第3項に規定する第2種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第2号に規定する勤労者について支出した同項第1号に規定する預入金等

2 現物給与の取扱い

給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

- ① 物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益
- ② 土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
- ③ 福利厚生施設の利用など②以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
- ④ 個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされますが、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取扱いが定められています。

(1) 現物給与の評価の原則

給与を金銭で支給することに代えて物又は権利その他の経済的利益によって支給する場合には、その経済的利益の額はおおむね次のように評価することになっています。

イ 使用者が通常他に販売する物品を支給する場合には、次に掲げる価額によります（所基通36-39(1)）。

- (イ) 製造業者が自家製品を支給する場合……製造業者販売価額
- (ロ) 卸売業者が取扱商品を支給する場合……卸売価額
- (ハ) 小売業者が取扱商品を支給する場合……小売価額

ロ 使用者が通常他に販売する物品でないものを支給する場合には、その物品の通常売買される価額によります。ただし、使用者が役員又は使用人に支給するために購入した物品で、購入時から支給時までの間にその価額にさして変動がないものは、その物品の購入価額によるこ

とができます（所基通36－39(2)）。

ハ 有価証券（発行法人から与えられた新株等を取得する権利を除きます。）を支給する場合には、その支給時の価額によります（所基通36－36）。

ニ 生命保険契約等に関する権利を支給する場合には、その支給時に契約を解除したとしたならば保険会社等から支払われることとなる解約返戻金等の額によります（所基通36－37）。

ホ 役員又は使用人に使用者の事業の用に供する資産（例えば、社宅や自動車など）を専属的に利用させる場合には、その資産の利用について通常支払うべき使用料その他その利用の対価に相当する額によります（所令84の2）。

（注） 社宅や寮などの賃貸料相当額の評価については32～36ページを参照。

ヘ 金銭の貸付けを行った場合の利息の評価については、次に掲げる利率によります（所基通36－49）。

（イ） 使用者が他から借り入れて貸し付けた場合……その借入金の利率

（ロ） その他の場合……貸付けを行った日の属する年の租税特別措置法第93条第2項（「利子税の割合の特例」）に規定する特例基準割合による利率

（注）1 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

2 平成25年12月31日以前に貸付けを行ったものについては、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の利率を加算した利率により評価します。

（参考）

平成14年以降に適用される上記（ロ）の利率は、次のとおりです。

- ・平成14年～18年中に貸付けを行ったもの……4.1%
- ・平成19年中に貸付けを行ったもの……………4.4%
- ・平成20年中に貸付けを行ったもの……………4.7%
- ・平成21年中に貸付けを行ったもの……………4.5%
- ・平成22年～25年中に貸付けを行ったもの……4.3%
- ・平成26年中に貸付けを行ったもの……………1.9%
- ・平成27年～28年中に貸付けを行ったもの……1.8%

ト 使用者が支給する食事については、次に掲げる金額により評価します（所基通36－38）。

(イ) 使用者が調理して支給する食事……その食事の主食、副食、調味料等に要する直接費の額に相当する金額

(ロ) 使用者が飲食店等から購入して支給する食事……その食事の購入価額に相当する金額

(2) 個々の現物給与に対する課税上の取扱い

主な現物給与についての課税の範囲、評価の方法等の取扱いは、次のとおりです。

イ 有価証券の支給

有価証券を支給する場合には、その支給する有価証券の価額の多少にかかわらず、全て給与所得とされます。

ロ 通勤用定期乗車券の支給

通勤用定期乗車券を支給する場合には、前に述べたとおり（15ページ参照）、原則として、1 か月当たりの合理的な運賃等の額で最高150,000円までの部分については、課税されません（所令20の2三、四）。

ハ 食事の支給

使用者が支給する食事（宿日直又は残業をした場合に支給される食事を除きます。）については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、使用者が負担した全額が給与所得とされます（所基通36-38の2）。

この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。

このほか、食事を支給した場合の取扱いについては、次のようなものがあります。

(イ) 通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした役員又は使用人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません（所基通36-24）。

(ロ) 乗船中の船員に対し船員法第80条第1項《食料の支給》の規定により支給する食事については、課税されません（所法9①六、所令21一）。

なお、船員法第80条第1項の規定の適用がない漁船の乗組員に対し、乗船中に支給する食事については、その乗組員の勤務がその漁船の操業区域において操業する他の同項の規定の適用がある漁船の乗組員の勤務に類すると認められる場合に支給するものに限り、課

税されません（所基通9－7）。

二 制服等の支給

職務の性質上制服を着用しなければならない役員又は使用人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品については、課税されません（所法9①六、所令21二、三）。また、専ら勤務場所のみで着用するために支給又は貸与する事務服、作業服等についても課税されません（所基通9－8）。ただし、これらの制服等の支給又は貸与に代えて金銭を支給する場合には、その金額の多少にかかわらず給与所得とされます。

ホ 永年勤続記念品等の支給

永年にわたり勤務した役員又は使用人の表彰に当たり、記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける経済的利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税されません（所基通36－21）。

- (イ) 利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らして、社会通念上相当と認められること。
- (ロ) 表彰が、おおむね10年以上勤務した人を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける人については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

ヘ 創業記念品等の支給

創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、役員又は使用人に対しその記念として支給する記念品で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものを除き、課税されません（所基通36－22）。

- (イ) 支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであること。
- (ロ) 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際して支給する記念品については、創業後相当な期間（おおむね5年以上の期間）ごとに支給するものであること。

この場合の経済的利益の額が非課税限度額の10,000円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法6－1（最終改正平26課法9－1））。

ト 商品、製品等の値引販売

役員又は使用人に対し使用者の取り扱う商品、製品等（有価証券及

び食事を除きます。)の値引販売をすることにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その値引販売が次のいずれにも該当する場合には、課税されません(所基通36-23)。

- (イ) 値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であること。
 - (ロ) 値引率が、役員や使用人の全部について一律に、又は役員や使用人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差により定められていること。
 - (ハ) 値引販売をする商品等の数量が、一般の消費者が家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。
- (注) 不動産は、一般の消費者が家事のために通常消費するものではないと認められます。

チ 寄宿舎の電気料等の使用者負担

使用者が、寄宿舎の電気、ガス、水道等の料金を負担することにより、その寄宿舎に居住する役員又は使用人が受ける経済的利益については、その料金の額が、その寄宿舎に居住するために通常必要であると認められる範囲内のものであって、各人ごとの使用部分に相当する金額が明らかでない場合には、課税されません(所基通36-26)。

リ 金銭の無利息貸付け等

使用者が、役員又は使用人に対し金銭を無利息又は23ページの(1)へにより評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その経済的利益が次のいずれかに該当する場合には、課税されません(所基通36-28)。

- (イ) 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用人に対し、その資金に充てるために貸し付けた金額につき、返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益
- (ロ) 役員又は使用人に貸し付けた金額について、使用者における借入金の平均調達金利(例えば、当該使用者が貸付けを行った日の前年中又は前事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中又は前事業年度中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をいいます。)など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる貸付金以外の貸付金について受ける経済的利益で、その年又はその事業年度における利益の合計額が5,000円(その事業年度が1年に満たない場合には、

「 $5,000円 \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$ 」) 以下のもの

ヌ 用役の提供等

使用者が、福利厚生施設の運営費等を負担することにより、その施設を利用した役員又は使用人が受ける経済的利益や、運送業、興行業などを営む使用者が、用役（運送や観劇などのサービス）を無償又は低い価額の対価で提供することにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その額が著しく多額であると認められる場合や役員だけを対象としてその経済的利益を供与する場合を除き、課税されません（所基通36-29）。

ル 技術の習得等をさせるために支給する金品

使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えありません（所基通36-29の2）。

ヲ レクリエーションの費用の負担

使用者が、役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の簡易なレクリエーション行事の費用を負担することにより、その行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、自己の都合で行事に参加しなかった役員又は使用人に対し、参加に代えて金銭を支給する場合や、役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません（所基通36-30）。

なお、自己の都合により参加しなかった人に対し参加に代えて金銭を支給する場合には、参加者及び不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与所得があったものとされます（所基通36-50）。

また、従業員レクリエーション旅行については、旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は、目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしている場合には、その経済的利益の額が少額不追求の趣旨を逸脱しない限り、原則として課税しなくて差し支えないこととされています（昭63直法6-9、平5課法8-1改正）。

ワ 生命保険料や損害保険料の負担

(イ) 使用者契約の生命保険契約等

使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの人の親族を含みます。）を被保険者とする生命保険契約に加入して、その保険料を支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、次に掲げる保険契約の区分に応じ、それぞれ次のように取り扱われます（所基通36-31～36-31の3）。

① 養老保険

- ㊦ 死亡保険金と生存保険金の受取人が使用者である場合には、課税されません。
- ㊧ 死亡保険金と生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合には、支払った保険料の額に相当する金額は、給与所得とされます。
- ㊨ 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が使用者である場合には、課税されません。ただし、役員又は特定の使用人（これらの人の親族を含みます。）のみを被保険者としている場合には、支払った保険料の2分の1に相当する金額は、給与所得とされます。

② 定期保険

死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、かつ、役員又は特定の使用人（これらの人の親族を含みます。）のみを被保険者としている場合に限り、支払った保険料の額に相当する金額は、給与所得とされ、それ以外の場合には、課税されません。

③ 定期付養老保険

- ㊩ 保険料の額が養老保険部分と定期保険部分とに区分されている場合には、それぞれ上記①又は②の取扱いによります。
- ㊪ ①以外の場合には、上記①の取扱いによります。

(注) 1 傷害特約等の特約を付した保険のその特約部分の保険料については、課税されません(所基通36-31の4)。ただし、役員又は特定の使用人(これらの人の親族を含みます。)のみを傷害特約等の給付金の受取人としている場合には、その保険料の額に相当する金額は、給与所得とされます。

2 旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等についても同様に取り扱われます(所基通36-31の6)。

3 個人年金保険については、死亡給付金及び年金の受取人が被保険者又はその遺族である場合には、給与所得とされます(平2直審4-19)。

(ロ) 使用者契約の保険契約等

使用者が自己を契約者及び満期返戻金等の受取人とし、役員又は

使用人のために、次の保険契約又は共済契約に係る保険料や掛金を支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税されません。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象としている場合には、その支払った保険料や掛金に相当する金額（積立保険料に相当する部分の金額を除きます。）は、給与所得とされます（所基通36-31の7）。

- ① 役員又は使用人（これらの人の親族を含みます。）の身体を保険の目的とする所得税法第76条第6項第4号に掲げる保険契約（いわゆる第3分野の保険契約）及び同条第7項に規定する介護医療保険契約等
- ② 役員又は使用人（これらの人の親族を含みます。）の身体を保険や共済の目的とする損害保険契約等
- ③ 役員又は使用人の所得税法第77条第1項に規定する家屋又は資産（役員又は使用人から賃借している建物等でこれらの人に使用させているものを含みます。）を保険や共済の目的とする損害保険契約等

（ハ） 使用人契約の保険契約等

使用者が、役員又は使用人が支払うべき次に掲げるような保険料や掛金を負担する場合には、その負担する金額は給与所得とされません（所基通36-31の8）。

- ① 役員又は使用人が契約した生命保険契約等（個人年金保険契約等を含み、確定給付企業年金規約等を除きます。以下力（ロ）において同じです。）又は損害保険契約等に基づく保険料や掛金
- ② 社会保険料
- ③ 小規模企業共済等掛金

カ 少額な保険料の負担

使用者が、役員又は使用人のために次に掲げる保険料や掛金を負担することにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その役員又は使用人につきその月中に負担する金額の合計額が300円以下である場合に限り、課税されません。ただし、役員又は特定の使用人（これらの人の親族を含みます。）のみを対象としてその保険料や掛金を負担することとしている場合には、給与所得とされます（所基通36-32）。

- （イ） 健康保険、雇用保険、厚生年金保険又は船員保険の保険料で、役員又は使用人が被保険者として負担すべき保険料
- （ロ） 生命保険契約等又は損害保険契約等の保険料や掛金（ワの取扱いにより課税されない保険料や掛金を除きます。）

ヨ 会社役員賠償責任保険の保険料の負担

使用者が、会社役員賠償責任保険の保険料を負担することにより、役員に対して供与する経済的利益については、次のように取り扱われます（平6課法8-2）。

- (イ) 普通保険約款部分（第三者訴訟の役員勝訴及び役員敗訴並びに株主代表訴訟の役員勝訴を補償する部分）の保険料については、課税されません。
- (ロ) 株主代表訴訟担保特約部分（株主代表訴訟の役員敗訴を補償する部分）の保険料については、給与所得とされます。

また、使用者が会社役員賠償責任保険の保険料を次に掲げる手続を行うことにより会社法上適法に負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与はないと認められることから、役員の給与所得とはされません。

- ① 取締役会の承認
- ② 社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意の取得

しかしながら、上記①及び②の手続を行うことなく、会社役員賠償責任保険の保険料を会社が負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与があったと認められることから、役員の給与所得とされます。

タ 役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等の負担

使用者が、役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金や慰謝料、示談金等及びこれらに関連する弁護士報酬等の費用を負担することにより、役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-33）。

- (イ) その行為が使用者の業務の遂行に関連するものであって、その行為者に故意や重過失がない場合には、課税されません。
- (ロ) その行為が(イ)以外のものである場合には、その負担する金額は給与所得とされます。ただし、その行為者の支払能力等からみてやむを得ず使用者が負担したと認められる部分の金額については、課税されません。

レ ゴルフクラブの入会金等の負担

使用者がゴルフクラブの入会金等を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-34、36-34の2）。

- (イ) 入会金を負担する場合
 - ① 法人会員として入会した場合

記名式の法人会員で名義人である特定の役員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するため、これらの者が自ら負担すべきものと認められるときは、入会金に相当する金額は、給与所得とされます。

㊦ 個人会員として入会した場合

入会金に相当する金額は、給与所得とされます。ただし、無記名式の法人会員制度がないため役員又は使用人を個人会員として入会させた場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められ、かつ、その入会金を法人が資産に計上したときは、課税されません。

(ロ) 年会費その他の費用を負担する場合

① 使用者がゴルフクラブの年会費、年決めロッカー料その他の費用（その名義人を変更するために支出する名義書換料を含み、次の㊦の費用を除きます。）を負担する場合には、入会金が法人の資産として計上されているときは課税されませんが、入会金が上記(イ)により役員又は使用人の給与所得とされているときは、その負担する金額は給与所得とされます。

㊦ 使用者が、プレーをする場合に直接要する費用を負担するときは、その負担する金額は給与所得とされます。ただし、その費用が使用者の業務の遂行上必要なものであると認められるときは、課税されません。

ソ レジャークラブの入会金等の負担

使用者が、レジャークラブの入会金等を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-34の3）。

(イ) 使用者が入会金を負担する場合には、レの(イ)の取扱いによります。

(ロ) 使用者が年会費その他の費用（次の(ハ)の費用を除きます。）を負担する場合には、レの(ロ)の①の取扱いによります。

(ハ) 使用者がレジャークラブの利用に応じて支払われる費用を負担する場合で、その費用が特定の役員又は使用人が負担すべきものであると認められるときは、給与所得とされます。

ツ ロータリークラブ及びライオンズクラブの入会金等の負担

使用者がロータリークラブ又はライオンズクラブに入会した役員又は使用人の入会金、会費その他の費用を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税されません。ただし、経常会費以外の費用を負担する場合で、その費用が特定

の役員又は使用人の負担すべきものであると認められるときは、その費用は給与所得とされます（所基通36-35の2）。

ネ 社交団体の入会金等の負担

使用者が、社交団体の入会金、会費その他の費用（レ、ソ、ツの入会金等を除きます。）を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-35）。

- (イ) 社交団体に個人会員として入会した役員又は使用人の入会金及び経年会費を使用者が負担する場合には、給与所得とされます。ただし、法人会員制度がないため役員又は使用人を個人会員として入会させた場合で、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められるときは、課税されません。
- (ロ) 経年会費以外の費用を負担する場合で、その費用が使用者の業務の遂行上必要であると認められるときは、課税されません。ただし、その費用が特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められるときは、給与所得とされます。

ナ 住宅等の貸与

- (イ) 使用人に対する社宅や寮等の貸与

使用者が、使用人に対して無償又は低額の賃貸料で社宅や寮等を貸与することにより供与する経済的利益については、次の算式により計算した賃貸料相当額とその使用人から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます（所令84の2、所基通36-41、36-45）。

ただし、使用人から徴収している賃貸料が次の算式による賃貸料相当額の50%以上である場合には、その差額については課税されません（所基通36-47）。

〔賃貸料相当額の計算式〕

$$\begin{aligned} \text{賃貸料相当額 (月額)} &= \frac{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}}{\text{その家屋の総床面積 (平方メートル)}} \times \frac{2}{1,000} + 12\text{円} \times \frac{1}{3.3 \text{ (平方メートル)}} \\ &+ \frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{1,000} \times \frac{2.2}{1,000} \end{aligned}$$

(注) 1 他から借り受けた住宅等を社宅や寮として使用人に貸与する場合の賃貸料相当額も、この算式によって計算します。

2 固定資産税の課税標準額が改訂された場合であっても、その改訂後の課税標準額が現に賃貸料相当額の計算の基礎になっている課税標準額に比して20%以内の増減にとどまるときは、強いて賃貸料相当額の

改訂を要しないこととされています（所基通36-46）。

3 業務に関する使用部分等がある社宅等の賃貸料相当額については、次の(ロ)の④の取扱いを参照。

(ロ) 役員に対する社宅等の貸与

使用者が、役員に対して無償又は低額の賃貸料で社宅等を貸与することにより供与する経済的利益については、原則として次のように取り扱われます（所令84の2、所基通36-40）。

① 使用者所有の社宅等を貸与している場合

次の算式により計算した賃貸料相当額とその役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます。

〔賃貸料相当額の計算式〕

$$\begin{aligned} \text{賃貸料相当額(月額)} = & \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額} \times \frac{12}{100} \left(\begin{array}{l} \text{木造家屋以外の家屋については} \frac{10}{100} \end{array} \right) \\ + \text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額} \times \frac{6}{100} \end{array} \right\} \times \frac{1}{12} \end{aligned}$$

(注) 1 この場合の「木造家屋以外の家屋」とは、その家屋の耐用年数が30年を超える住宅用の建物をいいます。

2 固定資産税の課税標準額が改訂された場合には、その改訂後の課税標準額に基づく固定資産税の第1期の納期限の翌月分の賃貸料から、その改訂後の課税標準額によって賃貸料相当額を計算することになります（所基通36-42(2)）。

② 他から借り受けた住宅等を貸与している場合

使用者が他から借り受けた住宅等を社宅として役員に貸与している場合は、使用者が支払う賃借料の額の50%相当額とその社宅等につき①の算式により計算した賃貸料相当額のうち、いずれも多い金額がその社宅等の賃貸料相当額とされ、この金額とその役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます（所基通36-40）。

③ 貸与している社宅等が小規模住宅である場合

役員に貸与している社宅等の床面積（2以上の世帯を収容する構造の家屋については、1世帯として使用する部分の床面積）が132平方メートル（木造家屋以外の家屋については、99平方メートル）以下である場合には、①及び②にかかわらず、使用人に対する社宅等の貸与の場合と同様の算式（上記①の算式）によって計算した賃貸料相当額と、その役員から徴収している賃貸料の額

との差額が給与所得とされます（所基通36-41）。

（注）敷地だけを貸与している場合には、上記㊸①の算式により地代相当額を計算します。

④ 業務に関する使用部分等がある社宅等の賃貸料相当額

①、②又は③により賃貸料相当額を計算する場合において、その社宅等が次に掲げるものに該当するときは、賃貸料相当額はその使用状況を考慮して定めることとなりますが、使用者がその社宅等につきそれぞれ次の金額を賃貸料として徴収しているときは、その徴収している金額をその社宅等の賃貸料相当額として差し支えないことになっています（所基通36-43）。

④ 使用者の業務に関する使用部分がある住宅等

①、②又は③により計算した賃貸料相当額の70%以上に相当する金額

㊸ 単身赴任者のような人が一部を使用しているにすぎない住宅等

その住宅等につき①、
$$\text{②又は③により計算した賃貸料相当額} \times \frac{50 \text{ (平方メートル)}}{\text{その家屋の総床面積 (平方メートル)}}$$

（注） 使用人の社宅について、使用者の業務に関する使用部分がある場合や単身赴任者に一部を使用するにすぎないものを貸与していることは極めて稀であると考えられますが、そのような場合でも、その使用状況を考慮して、④又は㊸の取扱いを適用することになります。

⑤ 貸与している住宅等がいわゆる豪華役員社宅である場合

役員に貸与している住宅等が社会通念上一般に貸与されている住宅等と認められないいわゆる豪華な役員社宅である場合の通常の賃貸料の額は、①、②又は③の賃貸料相当額の計算式によらず、その住宅等の利用につき通常支払うべき使用料その他その利用の対価に相当する額（その住宅等が一般の賃貸住宅である場合に授受されると認められる賃貸料の額）とされています。

その住宅等が、社会通念上一般に貸与されている住宅等に該当するかどうかについては、家屋の床面積（業務に関する使用部分等がある場合のその部分を除きます。）が240平方メートルを超えるもののうち、その住宅等の取得価額、支払賃貸料の額、内外装その他の設備の状況等を総合勘案して判定します（平7課法8-1）。

（注） 家屋の床面積が240平方メートル以下の住宅等であっても、

- ① 一般の住宅等に設置されていないプール等の設備等があるもの
- ② 役員個人の嗜好等を著しく反映した設備等を有するもの

などは、いわゆる豪華な役員社宅に該当します。

(ハ) 無償返還の届出がある場合の賃貸料相当額

使用者が役員等に対し、これらの者の居住の用に供する家屋の敷地を貸与した場合において、法人税基本通達13-1-7の規定により、その敷地を将来その役員等が無償で返還することとしているときは、その土地についての賃貸料相当額は、上記(イ)又は(ロ)にかかわらず、法人税基本通達13-1-2に定める相当の地代の額となります（所基通36-45の2）。

なお、法人税基本通達13-1-2に定める相当の地代の額は、その土地の更地価額に対しておおむね年6%相当額とされています（平元直法2-2、平3課法2-4改正）。

(ニ) 社宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算

使用者が社宅等を貸与した全ての役員又は使用人から、その貸与した社宅等の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収している場合で、その徴収している賃貸料の額の合計額が、役員又は使用人の別に応じ、それぞれ貸与した全ての社宅等につき上記(イ)又は(ロ)により計算した賃貸料相当額の合計額（使用人に貸与した社宅等については、その賃貸料相当額の合計額の50%相当額）以上であるときは、これらの役員又は使用人が社宅等の貸与により受ける経済的利益はないものとして、課税されません（所基通36-44、36-48）。

この場合、使用人に貸与した全ての社宅等につき一括して賃貸料相当額の合計額を計算することが困難なときは、1か所又は数か所の事業所等ごとに計算して差し支えないことになっています（所基通36-48）。

なお、役員及び使用人に貸与した社宅を合わせてプール計算することはできませんし、役員社宅のなかに、いわゆる豪華役員社宅に該当するものがある場合には、その社宅を含めてプール計算をすることもできません。

(ホ) 職務上の必要に基づく社宅等の貸与

使用人に対して社宅や寮等を無償で提供している場合であっても、その社宅や寮等が、その職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者がその人の居住する場所として指定したものであるときは、その使用人がその社宅や寮等の貸与を受けることによる経済的利益については、課税されないことになっています（所法9①六、所令21四）。具体的には、次のようなものがこれに該当します（所基通9-9）。

① 船舶乗組員に対し提供する船室

- ② 常時交替制により昼夜作業を継続する事業場において、その作業に従事するため、常時早朝又は深夜に出退勤をする人に対し、その作業に従事させる必要上提供する家屋又は部屋
- ③ 通常の勤務時間外においても勤務することを常例とする看護師、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な人に対し、その職務に従事させる必要上提供する家屋又は部屋
- ④ 次に掲げる家屋又は部屋
 - ① 早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住み込みの使用人に対し提供する部屋
 - ㊦ 季節的労働に従事する期間その勤務場所に住み込む使用人に対し提供する部屋
 - ㊧ 鉱山の掘採場（これに隣接して設置されている選鉱場、製錬場その他の附属設備を含みます。）に勤務する使用人に対し提供する家屋又は部屋
 - ㊨ 工場寄宿舍その他の寄宿舍で事業所等の構内又はこれに隣接する場所に設置されているものの部屋

ラ 譲渡制限付株式の交付を受けたことにより個人が受ける経済的利益等

個人が法人に対して役務の提供をした場合において、その法人又はその法人との間にその法人の発行済株式若しくは出資の全部を保有する関係として一定の関係がある法人（以下「親法人」といいます。）からその役務の提供の対価として次に掲げる条件が付されたその法人又はその親法人の譲渡制限付株式であってその役務の提供の対価としてその個人に交付されるもの等については、その譲渡制限付株式についての譲渡制限が解除された日における価額が、給与所得等として課税されることになります（所令84①、所規19の4）。

- ① 譲渡についての制限がされており、かつ、その譲渡についての制限に係る期間が設けられていること。
- ② その個人から役務の提供を受ける法人等がその株式を無償で取得することとなる事由（その個人の勤務状況に基づく事由又はその法人等の業績その他の指標の状況に基づく事由に限ります。）が定められていること。

ム ストック・オプションを行使することにより取締役等が受ける経済的利益等

株式会社の取締役、執行役又は使用人が、その株式会社の付与決議に基づき与えられた新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（以下「新株予約権等」といいます。）を行使することにより株式

を取得した場合における経済的利益については、給与所得等として課税されることになります（所基通23～35共－6）。

（注） 権利行使により取得する株式のその権利行使の日における価額からその権利行使に係る株式の譲渡価額又は新株の発行価額などを控除した金額が経済的利益となります（所令84②）。

また、退職後に権利の行使が行われた場合においても、原則として給与所得として課税されることになりますが、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上がり益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得として課税されます。

ただし、その株式会社又はその株式会社がその発行済株式（議決権があるものに限ります。）若しくは出資の総数若しくは総額の100分の50を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係にある法人の取締役、執行役又は使用人（一定の大口株主等を除きます。）が、次の要件等が定められた付与契約に従って権利行使した場合の経済的利益については、一定の要件の下で課税されません（措法29の2）。

- ① 権利行使は、付与決議の日後2年を経過した日からその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行わなければならないこと
- ② 権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと
- ③ 1株当たりの権利行使価額は、ストック・オプションの権利付与契約締結時におけるその株式の1株当たりの価額相当額以上とされていること
- ④ 新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること
- ⑤ 権利行使に係る株式の交付が、その交付のために付与決議がされた募集事項に反しないで行われるものであること
- ⑥ 権利行使により取得する株式は、一定の方法によって金融商品取引業者等の振替口座簿等に記載等がされること

（注） この場合の経済的利益は、取得した株式を譲渡するまでその課税が繰り延べられ、株式を譲渡したときに株式譲渡益課税（申告分離課税）の対象として一括して課税されることになります。

なお、発行法人から与えられた新株予約権等（当該権利を行使したならば経済的利益として課税されるものに限ります。）を、その発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額は、給与所得等に係る収入金額とみなされます（所法41の2、所令88の2、所基通41の2－1）。

Ⅲ 給与所得の収入すべき時期

所得税は、暦年ごとに、その年中に収入することが確定した所得について課されることになっています。

給与所得についてその収入することが確定する時期は、次に掲げる給与の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日によることとされています（所法36①、所基通36－9）。

1 一般の給与……それぞれ次に掲げる日

(1) 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められているもの（次の2に掲げるものを除きます。）については、その支給日

(2) 支給日が定められていないものについては、その支給を受けた日

2 役員に対する賞与のうち、株主総会決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるもの……その決議等があった日

ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日によります。

3 給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与……それぞれ次に掲げる日

(1) 支給日が定められているものについては、その支給日

(2) 支給日が定められていないものについては、その改訂の効力が生じた日

4 いわゆる認定賞与とされる給与……それぞれ次に掲げる日

(1) 支給日があらかじめ定められているものについては、その支給日

(2) 支給日が定められていないものについては、現実にその支給を受けた日（その日が明らかでない場合には、その支給が行われたと認められる事業年度の終了の日）

Ⅳ 給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除

1 控除の種類

所得税は、納税者の担税力に応じた課税を行うなどのため、その課税に当たっては、各種の控除を行うこととしています。この控除には、各人の所得金額から控除する「所得控除」と、各人の所得税額から控除する「税額控除」とがあります。また、これらの控除には源泉徴収の段階で控除されるものと確定申告によってのみ控除されるものとがあります。これらの控除の種類及びこれらの控除を源泉徴収の際に受けるために必要な申告書は、次の表のとおりです。

区 分 控 除 の 種 類		源泉徴収の段階で控除されるもの		源泉徴収の段階で控除を受けるために提出する申告書	確定申告によってのみ控除されるもの
		月々の源泉徴収の際に控除されるもの	年末調整の際に控除されるもの		
所得控除	雑損控除（所法72）	－	－	－	○
	医療費控除（所法73、措法41の17の2）	－	－	－	○
	社会保険料 控除（所法74）	○	○	－	－
	小規模企業共済等 掛金控除（所法75）	－	○	給与所得者の保険料控除申告書	－
	生命保険料控除（所法76）	－	○		－
	地震保険料控除（所法77）	－	○		－
	寄附金控除（所法78、措法41の18①、41の18の2①、41の19）	－	－	－	○
	障害者控除（所法79）	○	○	給与所得者の扶養控除等申告書	－
	寡婦（寡夫）控除（所法81、措法41の17）	○	○		－
	勤労学生控除（所法82）	○	○		－
	配偶者控除（所法83）	○	○	給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書	－
	扶養控除（所法84、措法41の16）	○	○		－
税額控除	配偶者特別控除（所法83の2）	－	○	給与所得者の配偶者特別控除申告書	－
	基礎控除（所法86）	○	○	－	－
	配当控除（所法92、措法9）	－	－	－	○
	外国税額控除（所法95、95の2）	－	－	－	○
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の2、41の2の2、41の3の2）	－	○	給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	○ ^{（注1）}
	寄附金特別控除（措法41の18②、41の18の2②、41の18の3） ^{（注2）}	－	－	－	○
	住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2） ^{（注3）}	－	－	－	○
	住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3） ^{（注4）}	－	－	－	○
	認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4） ^{（注4）}	－	－	－	○

（注）1 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除については、初年度は確定申告に

よって控除を受けることになっています。

- 2 ここにいう「寄附金特別控除」とは、「政党等寄附金特別控除」、「認定NPO法人等寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を総称した用語として使用しています。
- 3 上記「住宅借入金等特別控除」（要耐震改修住宅に係るものに限ります。）との選択適用になります。
- 4 上記「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」との選択適用になります。

2 所得控除

(1) 配偶者控除

イ 所得者に控除対象配偶者に該当する人がいる場合には、次の金額が所得から控除されます（所法83）。

(イ) 一般の控除対象配偶者については、38万円

(ロ) 老人控除対象配偶者については、48万円

ロ 控除対象配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十三）。

ハ 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（平成29年分の所得税については、昭和23年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十三の二）。

(注)1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません（所基通2-46）。

2 年途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の控除対象配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者かのいずれか1人に限られます（所令220）。

3 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（所法2①三十ロ、措法8の4③、31③一、32④、37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2④⑧、37の13の2⑨、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、所基通2-41）。

① 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額

② 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）

③ 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））

④ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）

⑤ 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）

⑥ 退職所得金額

⑦ 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通3-1、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（譲）37の11の5-1）。

イ 利子所得又は配当所得のうち、

（イ）源泉分離課税とされるもの

（ロ）確定申告をしないことを選択した利子等又は配当等（184ページの表④～⑦の利子等又は220ページの表①～⑦の配当等で確定申告をしないことを選択したもの）

ロ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益

ハ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

4 配偶者の所得が給与所得だけの場合や、家内労働者等である配偶者の所得が内職等による事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下となり、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけである場合には、その年中の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下、年齢65歳未満の人については108万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となります。

5 「生計を一にする」という用語がしばしば使われていますが、これは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちのだれかが、勤務や修学、療養などのために、ほかの親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくるとか、常に生活費や学資金、療養費等が送金されているときは、生計を一にしていることになります。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとして取り扱われます（所基通2-47）。

(2) 配偶者特別控除

所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）が、生計を一にする配偶者（合計所得金額が76万円未満の人に限ります。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合には、配偶者の所得の金額に応じて、それぞれ次の表で求めた金額が配偶者特別控除額として、所得から控除されます（所法83の2①）。

配偶者の合計所得金額		控 除 額
①	380,001円以上 400,000円未満	380,000円
②	400,000円以上 750,000円未満	380,000円－（合計所得金額－380,000円）
③	750,000円以上 760,000円未満	30,000円

(注) 1 「合計所得金額－380,000円」の金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、50,000円の整数倍の金額から30,000円を

控除した金額のうち、「合計所得金額－380,000円」に満たない金額で最も大きい金額として計算します。

- 2 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人並びに青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は含まれません。
- 3 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の対象とはなりません。
- 4 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、その年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は196万円以上であるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は1,513,334円以上であるときは、この控除は受けられません。
- 5 配偶者特別控除における「控除対象配偶者の範囲」、「配偶者の意義」、「再婚した場合の控除」、「所得金額の判定上の注意」及び「生計を一にするの意味」の取扱いは、配偶者控除の場合（(1)配偶者控除の口、(注) 1～3及び5）と同様です。

〔参考〕配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	控 除 額
380,000円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。	
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0円

(注) 「控除対象配偶者」を有する場合には、「配偶者特別控除」を受けることができませんので注意してください。

(3) 扶養控除

イ 所得者に控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、次の金額が所得から控除されます（所法84、措法41の16）。

- (イ) 一般の控除対象扶養親族については、1人につき38万円
- (ロ) 特定扶養親族については、1人につき63万円
- (ハ) 老人扶養親族のうち同居老親等については、1人につき58万円、同居老親等以外の老人扶養親族については、1人につき48万円

ロ 扶養親族とは、所得者と生計を一にする次に掲げる人（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十四）。

- (イ) 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
- (ロ) 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
 なお、里子となるのは、原則として18歳未満の人に限りています（所基通2-49）。
- (ハ) 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人
 なお、養護老人となるのは、原則として年齢65歳以上の人に限りています（所基通2-49）。
- ハ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成29年分の所得税については、平成14年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の二）。
- ニ 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成29年分の所得税については、平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の三）。
- ホ 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（平成29年分の所得税については、昭和23年1月1日以前に生まれた人）をいい、老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で所得者又はその配偶者との同居を常況としている人を同居老親等といいます（所法2①三十四の四、措法41の16①）。
- （注） 扶養控除における「所得金額の判定上の注意」、「扶養親族となる人の給与所得等の収入金額」、「生計を一にするの意味」の取扱いは、配偶者控除の場合（(1)配偶者控除の（注）3～5）と同様です。

(4) 障害者控除

所得者本人が一般の障害者や特別障害者に該当する場合又は所得者の控除対象配偶者や扶養親族が一般の障害者や特別障害者に該当する場合には、次の金額が所得から控除されます（所法79）。

- ① 一般の障害者については、1人につき27万円
- ② 特別障害者については、1人につき40万円
- ③ 同居特別障害者については、1人につき75万円

イ ここにいう一般の障害者又は特別障害者とは、次に掲げる人をいいます（所法2①二十八、二十九、所令10）。

- (イ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (ロ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- (ハ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害

者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級である者として記載されている人は、特別障害者になります。

(ニ) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級であると記載されている人は、特別障害者になります。

(ホ) 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までである者として記載されている人は、特別障害者になります。

(ヘ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。

(ト) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。

(チ) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（平成29年分の所得税については、昭和28年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が(イ)、(ロ)又は(ニ)に該当する人に準ずるものとして町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、その障害の程度が(イ)、(ロ)又は(ニ)の特別障害者に準ずるものとして町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人は、特別障害者になります。

ロ ここにいう同居特別障害者とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（所法79③）。

(5) 寡婦（寡夫）控除

所得者本人が一般の寡婦又は寡夫に該当する場合には27万円が、また、特別の寡婦に該当する場合には35万円が所得から控除されます（所法81、措法41の17）。

イ ここにいう一般の寡婦とは、次に掲げる人をいいます（所法2①三十、所令11）。

(イ) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人

A 夫と死別した後、婚姻していない人

B 夫と離婚した後、婚姻していない人

C 夫の生死が明らかでない人

(ロ) 上記(イ)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下である人

A 夫と死別した後、婚姻していない人

B 夫の生死が明らかでない人

ロ ここにいう特別の寡婦とは、イの(イ)に掲げる寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます(措法41の17)。

ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます(所法2①三十一、所令11の2)。

(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人

(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人

(ハ) 妻の生死が明らかでない人

(注) 1 ここにいう「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が38万円を超える人は、含まれません。

2 その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与の収入金額が6,888,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

(6) 勤労学生控除

所得者本人が勤労学生に該当する場合には、27万円が所得から控除されます(所法82)。

ここにいう勤労学生とは、次の要件のいずれにも該当する人をいいます(所法2①三十二、所令11の3)。

イ 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。

(イ) 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

(ロ) 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校(以下「専修学校等」といいます。)を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの

(ハ) 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程

を履修させるもの

ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下これらを「給与所得等」といいます。）がある人で、合計所得金額が65万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であること。

なお、この場合の合計所得金額の計算については、(1)配偶者控除の項の（注）の3で説明したとおりです。

（注） その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下となります。

(7) 社会保険料控除

所得者が所得者本人又は所得者本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合や社会保険料を給与から控除された場合には、その社会保険料の全額が所得から控除されます（所法74①）。

ここにいう社会保険料とは、次に掲げるものをいいます（所法74②、所令208、措法41の7②）。

イ 健康保険、雇用保険、国民年金、厚生年金保険、船員保険又は農業者年金の保険料で被保険者として負担するもの

ロ 健康保険法附則又は船員保険法附則の規定により被保険者が承認法人等に支払う負担金

ハ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税

ニ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料

ホ 介護保険法の規定による介護保険の保険料

ヘ 国民年金基金の加入員として負担する掛金

ト 改正前の厚生年金保険法の規定により存続厚生年金基金の加入員として負担する掛金

チ 労働者災害補償保険の特別加入者として負担する保険料

リ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による掛金（地方公務員等共済組合にあっては特別掛金を含みます。）

ヌ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金

ル 恩給法の規定による納金

ヲ 地方公共団体の職員が条例の規定により組織する互助会の行う職員の相互扶助に関する制度で一定の要件を備えているものとして所轄税務署長の承認を受けた制度に基づき、その職員が負担する掛金

ワ 公庫等の復帰希望職員の掛金

(注) イ及びロには、船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員保険法の被保険者とみなされた労務供給船員の支払う船員保険の保険料を含みます。

(8) 小規模企業共済等掛金控除

所得者が小規模企業共済等掛金を支払った場合や給与から控除された場合には、その年中に支払った掛金の全額が所得から控除されます(所法75①)。

ここにいう小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる掛金をいいます(所法75②、所令208の2)。

イ 小規模企業共済契約に基づく掛金

この掛金は、所得者が、独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金です。

ロ 確定拠出年金法に基づく企業型年金又は個人型年金の加入者掛金

ハ 地方公共団体の行いういわゆる心身障害者扶養共済制度に基づく掛金

(注) この心身障害者扶養共済制度とは、地方公共団体の条例において心身に障害のある人を扶養する人が加入者となり、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身に障害のある人を扶養するための給付金を定期に支給することを定めている制度のうち一定の要件を備えているものをいいます(所令20②)。

(9) 生命保険料控除

イ 所得者が、生命保険契約等に基づく保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）を支払った場合には、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額（A、B、Cのうち最も大きい金額）、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額（D、E、Fのうち最も大きい金額）の合計額（最高12万円を限度）が生命保険料控除として所得から控除されます（所法76①～④）。

保険料等の区分		控除額
一般の 生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	①の表により求めた金額（A）
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	②の表により求めた金額（B）
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記A及びBの金額の合計額（最高4万円）（C）

保険料等の区分		控除額
介護医療保険料		①の表により求めた金額
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 (3)の場合を除く)	①の表により求めた金額 (D)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 (3)の場合を除く)	②の表により求めた金額 (E)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記D及びEの金額の合計額(最高4万円)(F)

①【新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合】

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

②【旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合】

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から 50,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

(注) 1 ①保険期間又は共済期間が5年に満たない保険契約又は共済契約のうち、被保険者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合や保険期間又は共済期間中に災害、特定の感染症その他これらに類する特別の事由で死亡した場合にだけ保険金等を支払うこととされている、いわゆる貯蓄保険(共済)の保険料や共済掛金、②外国生命保険会社等と

国外で締結した生命保険契約等に基づく保険料、③海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害等に基因して保険金等が支払われる保険契約に基づく保険料、④保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされている保険契約等に基づく保険料、⑤勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づく生命保険の保険料や生命共済の共済掛金は、生命保険料控除の対象になりません（所法76⑤～⑦、所令209、措法4の4②）。

- 2 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料等の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った一般の生命保険料又は個人年金保険料の合計額から、その支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、上記の表の「支払った保険料等の金額」になります（所法76①～③）。

ロ 生命保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げるものをいいます。

(イ) 一般の生命保険料

生命保険料控除の対象となる一般の生命保険料は、保険金等の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族となっている一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料等（次のロの介護医療保険料及び^(イ)の個人年金保険料を除きます。）をいい、新生命保険料及び旧生命保険料に区分されます（所法76①⑤⑥、所令208の3、208の4、210、210の2、昭62大蔵省告示159号（最終改正平26財務省告示108号）、平22金融庁告示36号、平22農林水産省告示535号（最終改正平28農林水産省告示864号））。

① 新生命保険料

新生命保険料とは、平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち、次に掲げるものに基づいて支払った保険料等^(注)をいいます。

(注) ①～③の契約等に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等などの一定のものに限ります。

- ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等については国内で締結したものに限りします。）

- ② 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」といいます。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

- ③ 次の組合等と締結した生命共済に係る契約又はこれに類する

共済に係る契約（以下「生命共済契約等」といいます。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、共済水産業協同組合連合会、消費生活協同組合連合会、共済事業を行う特定共済組合、火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会、神奈川県民共済生活協同組合、教職員共済生活協同組合、警察職員生活協同組合、埼玉県民共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合、電気通信産業労働者共済生活協同組合又は日本郵政グループ労働者共済生活協同組合、全国理容生活衛生同業組合連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ④ 確定給付企業年金に係る規約
- ⑤ 適格退職年金契約

㊦ 旧生命保険料

旧生命保険料とは、平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち、次に掲げるものに基づいて支払った保険料等をいいます。

- ① 上記④の①の契約
- ② 旧簡易生命保険契約
- ③ 生命共済契約等
- ④ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由^(注)に基因して保険金等が支払われるもの
- ⑤ 上記④の④及び⑤の契約等

(注)「医療費等支払事由」とは、次に掲げる事由をいいます。

- ・ 疾病にかかったこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる医療費その他の費用を支払ったこと
- ・ 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限ります。）
- ・ 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなったこと

㊧ 介護医療保険料

生命保険料控除の対象となる介護医療保険料は、平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した次に掲げる保険契約等のうち、保険金等の受取人の全てが所得者本人又は所得者

の配偶者や親族となっているものに基づき支払った保険料等で、医療費等支払事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものなどの一定のものをいいます（所法76②⑦、所令208の6、208の7）。

① 上記(イ)㊥の④の契約

② 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（上記(イ)①の②③を除きます。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

(ハ) 個人年金保険料

生命保険料控除の対象となる個人年金保険料は、年金を給付する定めのある一定の生命保険契約等（退職年金を給付する定めのあるものは除かれます。）で、次の表に掲げる契約に基づいて支払った保険料等をいい、新個人年金保険料及び旧個人年金保険料に区分されます（所法76③⑧⑨、所令211、212）。

なお、次の表の契約の範囲には、その契約の内容に傷害特約や疾病特約等が付されている場合のその特約の内容は含まれません。

契約の区分	契 約 の 範 囲	契 約 の 要 件
(1) 上記(イ)④の ①の契約 (所令211一)	契約の内容が次のイからニまでの要件を満たすもの イ 年金以外の金銭の支払（剰余金の分配及び解約返戻金の支払を除く。）は、被保険者が死亡し又は重度の障害に該当することとなった場合に限り行うものであること。 ロ イの金銭の額は、その契約の締結日以後の期間又は支払保険料の総額に応じて通増的に定められていること。 ハ 年金の支払は、その支払期間を通じて年1回以上定期に行うものであり、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。 ニ 剰余金の分配は、年金支払開始日前に行わないもの又はその年の払込保険料の範囲内の額とするものであること。	1 年金の受取人（所法76⑧一）保険料等の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合には、これらの者のいずれかとするものであること。 2 保険料等の払込方法（所法76⑧二） 年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 3 年金の支払方法（所法76⑧三、所令212） 年金の支払は、次のいずれかとするものであること。 ① 年金の受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で、その契約で定める日以後10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 ② 年金受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであること。 ③ ①の年金の支払のほか、被保険者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、年金の支払開始日以後10年以上の期間にわたって、又はその者が生存している期間にわたって定期に行うものであること。
(2) 旧簡易生命 保険契約 (所令211二)	契約の内容が(1)のイからニまでの要件を満たすもの	
(3) 農協・漁協 等の生命共済 契約等 (所令211三)	契約の内容が(1)のイからニまでの要件に相当する要件その他の財務省令（所規40の7）で定める要件を満たすもの	
(4) (3)以外の生 命共済契約等 (所令211四)	一定の要件を満たすものとして、財務大臣の指定するもの（昭61大蔵省告示155号（最終改正平10大蔵省告示307号））	

④ 新個人年金保険料

新個人年金保険料とは、上記の表に掲げる契約のうち、平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結したものに基づいて支払った保険料等をいいます。

⑤ 旧個人年金保険料

旧個人年金保険料とは、上記の表に掲げる契約のうち、平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結したものに基づいて支払った保険料等をいいます。

(10) 地震保険料控除

イ 地震保険料控除額

所得者が、所得者本人又は所得者と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する家屋・家財^(注1)のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ、地震等損害^(注2)によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等^(注3)に係る地震保険料^(注4)を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額^(注5)（最高5万円）が所得から控除されます（所法77①）。

- (注) 1 家財を保険の目的とする契約であっても、宝石、貴金属、書画、骨とうなどで1個又は1組の価額が30万円を超えるものその他の生活に通常必要でない資産が保険の目的となっている家財のうちに含まれている場合には、この契約により支払う保険料のうち生活に通常必要な資産に対応する部分の保険料だけが地震保険料控除の対象になります（所法9①九、77①、所令25）。
- 2 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害をいいます（所法77①）。
- 3 「損害保険契約等」とは、次のロに掲げる契約に附帯して締結されるもの又はその契約と一体となって効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約をいいます（所法77②）。
- 4 「地震保険料」とは、地震等損害により保険又は共済の目的とする資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等（次のハに掲げる保険料等を除きます。）をいいます（所法77①）。
- 5 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、「支払った地震保険料の金額」になります（所法77①）。

ロ 地震保険料控除の対象となる保険料等

地震保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げる損害保険契約等に基づいて支払った地震等損害部分の保険料等をいいます（所法77②、所令214、平18財務省告示第139号（最終改正平25財務省告示178号））。

- (イ) 損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補するもの（損害保険会社又は外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる一定の保険契約は除かれます。また、外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
- (ロ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契

約又は火災共済契約

- (ハ) 農業共済組合又は農業共済組合連合会と締結した火災共済契約又は建物共済契約
- (ニ) 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約又は火災共済契約
- (ホ) 火災等共済組合と締結した火災共済契約
- (ヘ) 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約又は自然災害共済契約
- (ト) 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約
 - ① 教職員共済生活協同組合
 - ② 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
 - ③ 電気通信産業労働者共済生活協同組合
 - ④ 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

ハ 地震保険料控除の対象とならない保険料等

次に掲げる保険料等は地震保険料控除の対象となりません（所法77

- ①、所令213）。
- (イ) 地震等損害により臨時に生ずる費用又はその資産の取壊し若しくは除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料等
- (ロ) 一の損害保険契約等の契約内容につき、次の算式により計算した割合が $\frac{20}{100}$ 未満であることとされている場合における地震等損害部分の保険料等（ハ(イ)に掲げるものを除きます。）

$$\frac{\text{地震等損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(注3)}}{\text{火災}^{(注1)}\text{による損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(注2)}} < \frac{20}{100}$$

- (注) 1 「火災」は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除きます。
- 2 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その火災により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 3 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 4 損害保険契約等において地震等損害により家屋等について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金の額が、地震保険に関する法律施行令第2条《保険金額の限度額》に規定する限度額（原則として家屋については5,000万円、家財については1,000万円）とされている保険契約について

ては、上記計算式にかかわらず地震保険料控除の対象となります。

【経過措置】

- 所得者が、平成19年分以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等^(注)に係る保険料等（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、上記(10)イにかかわらず、支払った地震保険料等（地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料）の区分に応じて次により計算した金額とすることができます（平18改正法附則10②）。

	支払った保険料等の区分	保 険 料 等 の 金 額		控 除 額
①	地震保険料等の全てが地震保険料控除の対象となる損害保険契約等である場合	-	-	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが長期損害保険契約等 ^(注) に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$\left(\text{支払った保険料の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	5万円

(※) 上記①～③により控除額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が①又は②のいずれにも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとして同項の規定を適用します。

(注) 「長期損害保険契約等」とは、次の全てに該当する損害保険契約等をいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。

- ① 保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約
その他一定の契約^(※)であること
- ② 保険期間又は共済期間が10年以上であること
- ③ 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

(※) 「その他一定の契約」は、建物又は動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済に係る契約をいいます（平18改正令附則14①）。

(11) 基礎控除

所得者については、一律に38万円がその所得から控除されます（所法86）。

(参考) 源泉徴収の際に控除される所得控除額の一覧

平成29年分の所得税について、源泉徴収の際に控除される(1)から(11)までの所得控除の種類と控除額を一覧表で示すと、次のようになります。

所得控除の種類			区 分	平成29年分の 控除額
配 偶 者 控 除 (所法83)	一 般 の 控 除 対 象 配 偶 者			380,000円
	老 人 控 除 対 象 配 偶 者			480,000円
配 偶 者 特 別 控 除 (所法83の2)				最 高 380,000円
扶 養 控 除 (所法84 措法41の16)	一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族			380,000円
	特 定 扶 養 親 族			630,000円
	老人扶養 親族	同居老親等以外の者		480,000円
		同 居 老 親 等		580,000円
障 害 者 控 除 (所法79)	一 般 の 障 害 者			270,000円
	特 別 障 害 者			400,000円
	同 居 特 別 障 害 者			750,000円
寡 婦 控 除 (所法81 措法41の17)	一 般 の 寡 婦			270,000円
	特 別 の 寡 婦			350,000円
寡 夫 控 除 (所法81)				270,000円
勤 労 学 生 控 除 (所法82)				270,000円
社会保険料控除 (所法74)	給 与 か ら 控 除 し た も の			控除した保険料の全額
	本 人 が 直 接 支 払 っ た も の			支払った保険料の全額
小規模企業共済等 掛金控除 (所法75)	給 与 か ら 控 除 し た も の			控除した保険料の全額
	本 人 が 直 接 支 払 っ た も の			支払った保険料の全額
生 命 保 険 料 控 除 (所法76)	適用 限度額 12万円	一般の生命 保険料	新 生 命 保 険 料	最 高 40,000円
			旧 生 命 保 険 料	〃 50,000円
			新生命保険料と旧生命 保険料の両方	〃 40,000円
		介護医療保険料		〃 40,000円
		個人年金 保険料	新 個 人 年 金 保 険 料	〃 40,000円
			旧 個 人 年 金 保 険 料	〃 50,000円
			新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方	〃 40,000円
地 震 保 険 料 控 除 (所法77 平18改正法附則10)	地 震 保 険 料 だ け の 場 合			〃 50,000円
	旧長期損害保険料だけの場合			〃 15,000円
	地 震 保 険 料 と 旧 長 期 損 害 保 険 料 と の 両 方 が あ る 場 合			〃 50,000円
基 礎 控 除 (所法86)				380,000円

3 控除の対象になるかどうかの判定時期等

- (1) 控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、その年12月31日の現況により判定しますが、給与所得者やその親族

が年途中で死亡したり、給与所得者が年途中で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法85、措法41の16②、41の17②、所基通85－1）。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」又は「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出する際に、控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうか等を判定する場合には、その申告書を提出する日の現況により判定します。この場合、判定の要素となる所得金額についてはその年中の所得金額の見積額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定します（所基通194・195－3、195の2－1）。

- (2) いわゆる共働きの場合など同一世帯に2以上の所得者がいる場合には、これらの所得者が扶養する親族をどの所得者の控除対象配偶者又は扶養親族としても差し支えありませんが、いずれの所得者の控除対象配偶者又は扶養親族とするかは、その所得者が提出した「給与所得者の扶養控除等申告書」等に記載されたところによります（所令218、219）。

4 税額控除

給与所得者が年末調整の段階で控除を受けることができる税額控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除^(注)に限られています（措法41、41の2の2、41の3の2）。

なお、この控除を受ける最初の年分については、確定申告により控除を受けることになっており、年末調整の段階で控除を受けることはできません（措法41の2の2）。

（注）（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は、文中(1)のイの住宅借入金等特別控除及び(1)のロの特定増改築等住宅借入金等特別控除を総称した用語として使用しています。

(1)（特定増改築等）住宅借入金等特別控除制度の概要

イ 住宅借入金等特別控除

(イ) 一般の住宅の取得等の場合（本則）

個人が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）をして、平成20年1月1日から平成31年6月30日まで^(注)の間に、その家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等をした部分に限ります。）をその人の居住の用に供した場合（その家屋をその取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。以下(1)において同じです。）において、その人がその住宅の取得等

のための一定の借入金又は債務（以下「住宅借入金等」といいます。）を有するときは、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます。）以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、それぞれ【表1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます（措法41①②③④②④）。

（注）平成19年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合、下記(ロ)に該当する場合を除いて、平成28年が控除期間の最終年となりますので、平成29年分以後は控除を受けることはできません。

(ロ) 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

居住者が、住宅の取得等をして、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が住宅借入金等を有するときは、上記(イ)との選択により、居住年以後15年間の各年にわたり、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、【表1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます（措法41⑥⑦⑧）。

（注）平成19年分以後の所得税（個人住民税は平成19年度分以後）について、国税（所得税）から地方税（個人住民税）への税源移譲が実施され、多くの方は所得税額が減少することとなりました。このため、上記(イ)による控除額を国税（所得税）から控除しきれないこととなる場合があり、そのための対応としてこの特例が設けられています。

(ハ) 認定住宅の新築等の場合

個人が、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。）若しくは認定低炭素住宅（「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの^{（注1）}をいいます。）（以下これらを「認定住宅」と総称します。）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得（以下「認定住宅の新築等」といいます。）をして、平成21年6月4日から（認定低炭素住宅にあっては、平成24年12月4日から）平成31年6月30日までの間に、その認定住宅をその人の居住の用に供した場合において、その人がその認定住宅の新築等のための住宅借入金等（以下「認定住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記(イ)との選

択により、居住年以後10年間の各年にわたり、認定住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、【表 1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除としてその年分の所得税の額から控除されます^(注 2)（措法41⑩⑪⑫、措令26⑳㉑㉒）。

- (注) 1 低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋については、平成25年 6 月 1 日以後に自己の居住の用に供する場合に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます（平25改正法附則54㉑）。
- 2 個人が、認定住宅を自己の居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分において、認定住宅新築等特別税額控除（個人が、認定住宅の新築等をして、平成21年 6 月 4 日（認定低炭素住宅については平成26年 4 月 1 日）から平成31年 6 月30日までの間に自己の居住の用に供した場合における認定住宅の構造等の標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、居住年以後10年間の各年において、上記(イ)及び(ハ)の住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません（措法41⑰）。

(二) 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった個人が、一定の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から平成31年 6 月30日までの間に、その人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の再取得等のための住宅借入金等を有するときは、その人の選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住年以後10年間の各年において、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、【表 1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます（震災特例法13の 2）。

【表 1】

住宅を居住の 用に供した日	控 除 期 間		住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の 控 除 限度額
			2,000万円以下 の部分の金額	2,000万円超 2,500万円以下 の部分の金額	2,500万円超 3,000万円以下 の部分の金額	3,000万円超 4,000万円以下 の部分の金額	4,000万円超 5,000万円以下 の部分の金額	
平成19年 1 月 1 日から 平成19年12月31日まで	控除額の特例	1～10年目	0.6%		—			15万円
		11～15年目	0.4%					10万円

住宅を居住の用に供した日	控 除 期 間		住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の控 除 限 度 額	
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超 2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超 3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超 4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超 5,000万円以下の部分の金額		
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	本 則	1～6年目	1.0%	—					20万円
		7～10年目	0.5%						10万円
	控除額の特例	1～10年目	0.6%	—					12万円
		11～15年目	0.4%						8万円
平成21年1月1日（認定長期優良住宅に係るものは平成21年6月4日）から 平成22年12月31日まで	本 則	10年間	1.0%					50万円	
	優良住宅 認定長期	10年間	1.2%					60万円	
平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで	本 則	10年間	1.0%				—	40万円	
	優良住宅 認定長期	10年間	1.2%					60万円	
	額の特例 等に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%				—	48万円	
平成24年1月1日（認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日）から 平成24年12月31日まで	本 則	10年間	1.0%			—		30万円	
	認定 住宅	10年間	1.0%				—	40万円	
	額の特例 等に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%				—	48万円	
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	本 則	10年間	1.0%	—				20万円	
	認定 住宅	10年間	1.0%			—		30万円	
	額の特例 等に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%			—		36万円	
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで	本 則	特定取得(注)	10年間	1.0%			—	40万円	
		特定取得以外	10年間	1.0%	—			20万円	
	認定 住宅	特定取得(注)	10年間	1.0%				50万円	
		特定取得以外	10年間	1.0%			—	30万円	
		額の特例 等に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%					60万円

(注) 特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る課税資産

の譲渡等につき新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいいます（措法41⑤）。

□ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

(イ) 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等

特定個人^(注1)が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、高齢者等居住改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「バリアフリー改修工事等」といいます。）をして、平成25年1月1日から平成31年6月30日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の増改築等のための一定の借入金又は債務（以下「増改築等住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記イ(イ)、(ロ)又は(ニ)との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、【表2】のと通りの控除率により計算した金額がバリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます^(注3)（措法41の3の2①～④、措令26の4④～⑧、措規18の23の2①②、昭和63建設省告示1274号（最終改正平28国土交通省告示584号）、平19国土交通省告示407号（最終改正平25国土交通省告示545号））。

【表2】

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成25年1月1日から平成26年3月31日まで	①バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%	5年	12万円
	②うち高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に係る費用	200万円	2.0%		
平成26年4月1日から平成31年6月30日まで	①バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%	5年	12.5万円（※4）
	②うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等及び特定多世帯同居改修工事等（※2）に係る費用	250万円（※3）	2.0%		

（※1） 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

（※2） 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります（下記ロハを参照してください。）。

（※3） 特定取得以外の場合は200万円となります（特定多世帯同居改修工事等の場合を除きます。）。

（※4） 特定取得以外の場合は12万円となります（特定多世帯同居改修工事等の場合を除きます。）。

（注）1 特定個人とは、①年齢が50歳以上である者、②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者である者、④前記の②若しくは③に該当する者又は年齢が65歳以上の者（以下「高齢者等」といいます。）である親族と同居している者、のいずれかに該当する個人をいいます。

2 高齢者等居住改修工事等とは、家屋について行う次に掲げる、国土交通大

臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築基準法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

- (1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
 - (2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
 - (3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
 - (4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
 - (5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
 - (6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）
 - (7) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
 - (8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
- 3 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成21年4月1日から平成31年6月30日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額（平成26年3月31日までは工事費用相当額とのいずれか少ない金額）を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イ(イ)の住宅借入金等特別控除並びに上記ロ(イ)、下記ロ(ロ)及びロ(ハ)の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。
- 4 「特定断熱改修工事等」とは、下記ロ(ロ)注2の「特定断熱改修工事等」をいいます。
- 5 「特定多世帯同居改修工事等」とは、下記ロ(ハ)注1の「特定多世帯同居改修工事等」をいいます。

- 6 特定取得とは、個人の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の増改築等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいいます（措法41の3の2⑬）。

(ロ) 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、断熱改修工事等^(注1)又は特定断熱改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」といいます。）をして、平成25年1月1日から平成31年6月30日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記イ(イ)、(ロ)又は(ニ)との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、【表3】のとりの控除率により計算した金額が省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます^(注3)（措法41の3の2②ニ、⑤～⑦、措令26の4⑥～⑧、⑬～⑰、措規18の23の2①②、昭63建設省告示1274号（最終改正平28国土交通省告示584号）、平20国土交通省告示513号（最終改正平28国土交通省告示589号））。

【表3】

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成25年1月1日から平成26年3月31日まで	①省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%	5年	12万円
	②うち特定断熱改修工事等に係る費用	200万円	2.0%		
平成26年4月1日から平成31年6月30日まで	①省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%		12.5万円（※4）
	②うち特定断熱改修工事等及び特定多世帯同居改修工事等（※2）に係る費用	250万円（※3）	2.0%		

（※1） 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

（※2） 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります（下記ロ(ハ)を参照してください）。

（※3） 特定取得以外の場合は200万円となります（特定多世帯同居改修工事等の場合を除きます）。

（※4） 特定取得以外の場合は12万円となります（特定多世帯同居改修工事等の場合を除きます）。

（注）1 断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事のいずれかに該当する工事）で次に掲げる要件を満たすものであり、これらに該当する旨が証明書に

より証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成25年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

なお、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供する場合の断熱改修工事等については、次のとおり要件が緩和されています。

家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事のいずれかに該当する工事）であって、上記イに掲げる要件を満たすもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

- 2 特定断熱改修工事等とは、断熱改修工事等のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成25年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます。
- 3 「特定多世帯同居改修工事等」とは、下記ロ(イ)注1の「特定多世帯同居改修工事等」をいいます。
- 4 住宅特定改修特別控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成21年4月1日から平成31年6月30日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額（平成26年3月31日までは工事費用相当額とのいずれか少ない金額）を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イ(イ)の住宅借入金等特別控除並びに上記ロ(イ)、ロ(ロ)及び下記ロ(ハ)の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。
- 5 特定取得とは、上記イ注6の特定取得をいいます。

(ハ) 特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、特定多世帯同居改修工事等^(注1)を含む増改築等（以下「多世帯同居改修工事等」といいます。）をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記イ(イ)、(ロ)又は(ニ)との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、【表4】のとおりの控除率により計算した金額が多世帯同居改修工事等に係る

特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます^(注2)(措法41の3の2②三、⑧～⑩、措令26の4⑧⑩、措規18の23の2①、昭和63年建設省告示(最終改正平成28年国土交通省告示第584号)、平成28年国土交通省告示第585号)。

【表4】

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成28年4月1日から平成31年6月30日まで	①多世帯同居改修工事等に係る費用	1,000万円(※)	1.0%	5年	12.5万円
	②うち特定多世帯同居改修工事等に係る費用	250万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注) 1 特定多世帯同居改修工事とは、家屋について行う次に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体になって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書をいいます。

- (1) 調理室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、ミニキッチン（台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいいます。）を設置する調理室以外の調理室がある場合に限ります。）
- (2) 浴室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、浴槽を設置する浴室がある場合に限ります。）
- (3) 便所を増設する工事
- (4) 玄関を増設する工事

2 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成21年4月1日から平成31年6月30日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額（平成26年3月31日までは工事費用相当額とのいずれか少ない金額）を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イ(イ)の住宅借入金等特別控除並びに上記ロ(イ)、ロ(ロ)及びロ(ハ)の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

(2) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等とは、次の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる要件に該当するものをいい、自己の居住の用に供する家屋を2以上有する場合には、主とし

て居住の用に供する一の家屋に限られます（措法41①⑩⑬⑳、41の3の2①②⑤⑥⑧⑨、措令26①②④⑳～㉔㉕㉘、26の4①～⑧⑱～㉔、措規18の21①②⑬⑮、18の23の2①②、平25改正法附則55①②、平5建設省告示1931号（最終改正平28国土交通省告示587号））。

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
居住用家屋の新築又は新築住宅の取得	新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 住宅借入金等を有していること
認定住宅の新築又は新築住宅の取得	新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅に該当するものであること又は都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物に該当するものであること若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物に該当するもの^(注)であることにつき認定通知書の写し等により証明がされたもの (注) 平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供する特定建築物について適用されます。 ⑤ 認定住宅借入金等を有していること
既存住宅の取得	取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次の要件を満たすもの ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 建築後使用されたことのあるものであること ⑤ 次のいずれかに該当する家屋であること

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
	イ 家屋が建築された日から取得の日までの期間が20年（耐火建築物については25年）以内であること ロ 取得の日前2年以内に地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する建物であると証明されたもの ハ イ又はロの要件に当てはまらない家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて一定の申請手続をし、かつ、居住の用に供する日（その取得の日から6か月以内の日に限ります。）までにその耐震改修（住宅耐震改修特別控除の適用を受けるものを除きます。）によりその家屋が耐震基準に適合することにつき証明されたものであること （注）平成26年4月1日以後に家屋を取得する場合に限ります。 ⑥ 住宅借入金等を有していること
増 改 築 等	自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う工事で、次に掲げる要件を満たすもの ① 次に掲げる増改築等の工事で当該工事に該当するものであることについて証明されたもの イ 増築や改築、建築基準法上の大規模の修繕、大規模の模様替の工事 ロ マンション等の区分所有建物のうちその人の区分所有する部分の床、間仕切壁又は主要構造部である壁等について行う一定の修繕又は模様替（イに該当するものを除きます。）の工事 ハ 家屋（マンション等の区分所有建物については、その人が区分所有する部分に限ります。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ又はロに該当するものを除きます。）の工事 ニ 家屋について行う地震に対する安全性に関する一定の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからハに該当するものを除きます。）の工事 ホ 家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからニに該当するものを除きます。）の工事

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
	へ 家屋について行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（イからホに該当するものを除きます。）の工事（平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供する場合については、その要件が緩和され、「家屋について行うエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替の工事」とされています。） ② その工事に要した費用の額（その工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下71ページまでにおいて同じです。）の交付を受ける場合には、その工事に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が100万円を超えること ③ 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること ④ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ⑤ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること ⑥ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ⑦ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること ⑧ 住宅借入金等を有していること ⑨ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
バリアフリー改修工事等 特定増改築等	特定個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う高齢者等居住改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イ～へに掲げる工事で、高齢者等居住改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの ① 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その高齢者等居住改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円（平成26年3月31日以前に居住の用に供した場合については、30万円）を超えること ② 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること ③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること ⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること ⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること ⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
省エネ改修工事等 特定増改築等	個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イ～へに掲げる工事で、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの ① 特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額（特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円（平成26年3月31日以前に居住の用に供した場合については、30万円）を超えること ② 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること ③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること ⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること ⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること ⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること
特定多世帯同居改修工事等	個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定多世帯同居改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イ～へに掲げる工事で、特定多世帯同居改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの ① 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
	② 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること ③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること ⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること ⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること ⑧ その工事をした後の家屋が、その人の主としてその居住の用に供すると認められるものであること

(3) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等

イ 住宅借入金等特別控除（認定住宅に係るものを含みます。）の場合

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、割賦による償還期間又は賦払期間が10年以上の次に掲げる借入金又は債務（これらに類する一定の債務を含みます。）をいい、その家屋の新築又は購入とともにするその住宅の敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年1%未満のものなど一定のものを除きます（措法41①⑭、措令26⑨⑳、措規18の21③～⑧⑬⑱）。

(イ) 住宅の取得等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等

(ロ) 建設業者に対する住宅の取得等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の取得等の対価についての債務

(ハ) 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会を当事者とする中古家屋の取得に伴う債務の承継に関する契約に基づく賦払債務

(ニ) 住宅の取得等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の取得等の対価についての債務

(注) 平成12年4月1日以後に(イ)に掲げる借入金（地方公共団体からの借入金を除きます。）その他一定の債務に関する債権の譲渡があった場合において、債務者である個人が、当初の借入先から一定の要件を満たす債権の譲渡を受けた特定債権者に対して有するその債権に関する借入金又は債務は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等に含まれます（措令26⑨六）。

ここでいう特定債権者とは、当初の借入先との間でその債権の管理及び回収に関する業務の委託に関する契約を締結し、かつ、その契約にしたがって、当初の借入先に対してその債権の管理及び回収に関する業務の委託をしている法人をいいます。

ロ バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務又は債務者の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされている一定の借入金で次に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年1%未満のものなど一定のものを除きます（措法41の3の2③⑧⑪、措令26の4⑨～⑯⑳、措規18の23の2③～⑨）。

- (イ) 住宅の増改築等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
 - (ロ) 建設業者に対する住宅の増改築等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
 - (ハ) 住宅の増改築等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
 - (ニ) 住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約においてその借入金に係る債務を有する者（二人以上の個人が共同で借り入れた場合には、その二人以上の個人の全員）の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの
- ハ 省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象

となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記ロ(イ)～(ハ)に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年1%未満のものなど一定のものを除きます(措法41の3の2③⑦⑪、措令26の4⑨～⑫⑭、措規18の23の2③～⑨)。

二 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記ロ(イ)～(ハ)に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年1%未満のものなど一定のものを除きます(措法41の3の2③⑦⑩⑪、措令26の4⑨～⑫⑭、措規18の23の2③～⑨)。

(4) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除が受けられない場合

確定申告において(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合であっても、その後の年において次のような事実が生じたときは、この控除の適用を受けることはできません(措法41①⑫、41の3)。したがって、年末調整の際にこの控除の適用を受けようとする人がいるときは、注意が必要です。

イ 家屋に入居後、その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していないとき

(注) 居住の用に供さなくなったことが死亡又は災害を事由とするものであるときは、その事由が生じた日まで引き続いて自己の居住の用に供していれば、その年については控除を受けることができます。

なお、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、その居住の用に供していた家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間についても引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(以下この特例を「適用期間の特例」といいます。)

また、この適用期間の特例と住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例については、重複して適用を受けることができます。

- ロ 居住用家屋を居住の用に供した年の翌年又は翌々年にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡した場合において、「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」や「居住用財産の譲渡所得の特別控除」等（措法31の3①、35①、36の2、36の5、37の5）の課税の特例の適用を受けることとなったとき

（注）既にこの制度の適用を受けた年分の所得税については、修正申告書又は期限後申告書を提出し、既に受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。

(5) 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

イ 当初居住年に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日からその年（以下「当初居住年」といいます。）の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（以下「転任命令等」といいます。）により、その家屋をその人の居住の用に供しなくなった場合であっても、再びその家屋をその人の居住の用に供した場合（当初居住年が平成24年以前である場合には、当初居住年の翌年以後再びその家屋をその人の居住の用に供した場合）には、一定の要件の下で、その住宅の取得等及び認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」といいます。）以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます（措法41②、平25改正法附則54③）^{（注）}。

なお、この適用を受けるためには、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」などを添付した確定申告書を提出する必要があります（措法41②、措規18の21②）。

（注） この制度は、平成21年1月1日以後にその家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合に適用されます（平21改正法附則33①）。

ロ 当初居住年の翌年以後に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が、転任命令等により、当該控除の適用を受けていた家屋をその人の居住の用に供しなくなったことにより当該控除の適用を受けられなくなった後、その家屋を再びその人の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、その住宅の取得等及び認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再居住年以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます（措法41⑱）。

なお、この再適用を受けるためには、その家屋を居住の用に供しなくなる日までにその居住の用に供しないこととなる事情の詳細その他一定の事項を記載した「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」に、未使用分の「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」を添付してその家屋の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」などを添付した確定申告書を提出する必要があります（措法41⑲、措規18の21⑱～⑳）。

上記イ又は口の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除については、確定申告をした翌年以後の年分については、年末調整の際に控除を受けることができます。

居住していなかった期間については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間は延長されません。

(6) 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けるための手続

年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合には、年末調整の時までに、「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に次の証明書を添付して給与の支払者に提出することが必要です（措法41の2の2）。

イ 税務署長が発行する「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」

ロ 金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証

明書」

なお、年末調整でこの控除を受ける給与所得者の具体的な手続などその詳しい内容については、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書「年末調整のしかた」を参照してください（「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページにも掲載されます。）。

(7) 非居住者が住宅の取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用

平成28年4月1日以後に非居住者が住宅の取得等をした場合には、居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

(参考)

平成31年6月30日までに住宅を居住の用に供した場合における（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除額、所得要件及び対象となる家屋の床面積要件は、次のようになります。

(1) 住宅借入金等特別控除

イ 一般の住宅の取得等の場合（本則）

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 要 件	床面積要件
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	① 1～6年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高20万円) ② 7～10年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.5\%$ (最高10万円)	3,000万円以下	50m ² 以上
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高50万円)		
平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高40万円)		

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 要 件	床面積要件
平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高30万円）	3,000万円以下	50m ² 以上
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高20万円）		
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで	○ 全期間（10年間） ① 特定取得の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高40万円） ② 特定取得以外の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高20万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 要 件	床面積要件
平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで	① 1～10年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,500} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.6\%$ （最高15万円） ② 11～15年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,500} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.4\%$ （最高10万円）	3,000万円以下	50m ² 以上
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	① 1～10年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.6\%$ （最高12万円） ② 11～15年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.4\%$ （最高8万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 認定住宅の新築等の場合

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 要 件	床面積要件
平成21年6月4日から 平成23年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高60万円）	3,000万円以下	50m ² 以上
平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高40万円）		
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高30万円）		
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで	○ 全期間（10年間） ① 特定取得の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高50万円） ② 特定取得以外の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高30万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ニ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 要 件	床面積要件
居住の用に供することができなくなった日から 平成24年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高48万円）	3,000万円以下	50m ² 以上
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高36万円）		
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高60万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除
イ バリアフリー改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 件	床面積要件
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	○ 全期間（5年間） $\left(\begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修} \\ \text{工事等及び特定断} \\ \text{熱改修工事等に係} \\ \text{る増改築等住宅借} \\ \text{入金等の年末残高} \\ \text{の合計額のうち} \\ \text{200万円以下の部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高の合計} \\ \text{額のうち1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ (最高12万円)		
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで	○ 全期間（5年間） ① 特定取得の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修} \\ \text{工事等及び特定断} \\ \text{熱改修工事等に係} \\ \text{る増改築等住宅借} \\ \text{入金等の年末残高} \\ \text{の合計額のうち} \\ \text{250万円以下の部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高の合計} \\ \text{額のうち1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ (最高12.5万円) ② 特定取得以外の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修} \\ \text{工事等及び特定断} \\ \text{熱改修工事等に係} \\ \text{る増改築等住宅借} \\ \text{入金等の年末残高} \\ \text{の合計額のうち} \\ \text{200万円以下の部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高の合計} \\ \text{額のうち1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ (最高12万円)	3,000 万円 以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 省エネ改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 件	床面積要件
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	○ 全期間（5年間） $\left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ (最高12万円)		
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで	○ 全期間（5年間） ① 特定取得の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち250万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ (最高12.5万円) ② 特定取得以外の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ (最高12万円)	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 多世帯同居改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 件	床面積要件
平成28年4月1日から 平成31年6月30日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{○ 全期間（5年間）} \\ \left(\begin{array}{l} \text{特定多世帯同居改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち250万円以下の部分の金額 (A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \end{array} \right) \times 1\%$ (最高12.5万円)	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

V 給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書

1 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

(1) 提出する人

国内において給与の支払を受ける居住者は、原則としてこの申告書を提出しなければなりません（所法194①）。

給与所得者が2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、この申告書は、そのいずれか一の給与の支払者に対してのみ提出することができます。また、日雇労働者のように、その給与について適用される税額表が日額表の丙欄とされる人は、この申告書を提出する必要はありません（所法197二）。

(注) この申告書を提出しないと源泉徴収の段階で受けることのできる諸控除が受けられないこととなるばかりか、月々（日々）の源泉徴収の際には源泉徴収税額表の乙欄による税額（この申告書を提出した場合の甲欄による税額よりも高額となっています。）が徴収されるほか、年末調整も行われなくなります。

(2) 提出先

この申告書は、給与の支払者を經由してその支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出することになっていますが、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与の支払者が保存するものとされています。ただし、この申告書の提出期限の属する年の翌年の1月10日の翌日から7年を経過する日後においては、保存する必要はありません（所規76の3）。

(注) 1 給与の支払者は、この申告書に自らの個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

2 この取扱いは、2の「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」

についても同様です。

2以上の給与の支払者から給与の支払を受けている人は、その支払者のうちいずれかの支払者にこの申告書を提出することになりますが、いずれの支払者に提出するかは給与の支払を受ける人の任意です。

なお、この申告書の提出を受けた給与の支払者を一般に「主たる給与の支払者」といいます。

(3) 提出期限

この申告書は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなっており、中途就職の場合には、就職後最初の給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなっています（所法194①）。

また、申告書の記載事項に異動があった場合には、「給与と所得者の扶養控除等異動申告書」をその異動があった日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなっています（所法194②）。

(4) 各種控除を受けるための記載事項

給与の支払を受ける人が、障害者控除や寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除を受けようとする場合には、次のような事項をこの申告書に記載して提出します（所法194①、所規73、措法41の16②、41の17②）。

イ 給与の支払を受ける人が一般の障害者、特別障害者、一般の寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、これらに該当することの事実

ロ 給与の支払を受ける人の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに一般の障害者又は特別障害者若しくは同居特別障害者に該当する人がいる場合には、その人の氏名及び個人番号並びにこれらに該当することの事実（同居特別障害者に該当する人がいる場合には、同居特別障害者に該当することの事実）

ハ 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名及び個人番号並びにこれらの控除対象扶養親族等のうちに老人控除対象配偶者や特定扶養親族又は老人扶養親族に該当する人がいる場合には、老人控除対象配偶者や特定扶養親族又は老人扶養親族に該当することの事実（同居老親等に該当する人がいる場合には、同居老親等に該当することの事実）

ニ ロの一般の障害者・特別障害者・同居特別障害者又はハの控除対象配偶者・控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨

ホ この申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

(5) 添付書類

イ 専修学校又は各種学校の生徒や職業訓練法人の行う認定職業訓練を

受ける訓練生が勤労学生控除を受けるためには、この申告書にこれらの生徒や訓練生に該当する旨の証明書を添付する必要があります（所法194③）。

ロ 非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、この申告書にその親族に係る「親族関係書類」^{（注1）}を添付する必要があります（所法194④）。

ハ 年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、この申告書に国外居住親族と生計を一にする事実を記載した上で、「送金関係書類」^{（注2）}を添付して提出するか、又はその申告書の提出の際に「送金関係書類」を提示する必要があります（所法194⑤⑥）。

（注）1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。）

2 「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

2 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」

この申告書は、2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける人で、主たる給与の支払者から支給されるその年中の給与の金額（給与所得控除後の給与等の金額）が次の①と②の金額の合計額に満たないと見込まれる人が、主たる給与の支払者以外の給与の支払者（この支払者を「従たる給与の支払者」といいます。）のもとで配偶者控除や扶養控除を受けるために提出するものです（所法195①）。

① 主たる給与の支払者から支給される給与につき控除される社会保険料等の額

② その人の障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額の合計額

なお、主たる給与の支払者に申告した控除対象配偶者や控除対象扶養親族を年の中途で従たる給与の支払者に申告替えることはできますが、従たる給与の支払者に申告した控除対象配偶者や控除対象扶養親族を年の中途で主たる給与の支払者に申告替えることはできません（所基通194・195－5）。

3 申告書の電磁的方法による提供

給与の支払者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしていることについて所轄税務署長の承認を受けている場合^(注1)には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます^{(注2) (注3)}（所法198②～⑤、所令319の2、所規76の2①～⑤）。

① 給与所得者の扶養控除等申告書

② 従たる給与についての扶養控除等申告書

③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書

④ 給与所得者の保険料控除申告書

(注) 1 承認を受けるための申請書の提出をした日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の属する月の翌月末日において承認があったものとみなされます。

2 これらの申告書に記載すべき事項の電磁的提供に当たっては、①給与の支払をする者が発行した個々の受給者の識別ができるID及びパスワード、又は②受給者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をもって、これらの申告書にすべき本人の署名・押印に代えることができます。

3 申告書に添付すべき証明書類については、従前どおり書面による提出又は提示が必要となります。

4 申告書への個人番号の記載の特例

給与の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」（以下4において「扶養控除等申告書」といいます。）に記載されるべき受給者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号その他の事項^(注1)に記載した帳簿^(注2)^(注3)を備えているときは、その受給者が提出する扶養控除等申告書には、その帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないこととされています

(所法198⑥、所規76の2⑥～⑪)。

(注) 1 この帳簿には、以下の事項を記載する必要があります。

- ① 扶養控除等申告書に記載されるべき受給者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及び個人番号
 - ② 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
 - ③ ②の申告書の提出年月
- 2 この帳簿については、以下の申告書の提出を受けて作成されたものに限ります。
- ① 扶養控除等申告書
 - ② 退職所得の受給に関する申告書
 - ③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- 3 この帳簿は、上記の特例の適用を受けて提出された扶養控除等申告書のうち、最後に提出された申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存する必要があります。

5 その他

給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書は上記1、2のほか、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書がありますが、これらの申告書は年末調整の際に使用することになっていますので、その詳細については、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書「年末調整のしかた」を参照してください（「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページにも掲載されます。）。

Ⅵ 給与所得に対する源泉徴収

居住者に対し国内において給与の支払をする者（常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者を除きます。）は、原則として毎月（毎日）の給与の支払の際に源泉徴収をし、更に、その年最後に給与を支払うときに年末調整を行ってその源泉徴収をした税額の過不足額を精算することになっています。

ところで、給与を支払う際に源泉徴収をすることとなる税額の算定方法は、その支払う給与が賞与である場合と賞与以外の給与である場合とでは異なっていますので、税額の算定に当たっては、その支払う給与を賞与とそれ以外の給与とに区分する必要があります。一般に賞与とは、定期的給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいいます（所基通183-1の2）。

なお、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかな場合には、次に掲げるようなものは賞与に該当するものとされます。

- 1 純益を基準として支給されるもの
- 2 あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの
- 3 あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除きます。

(注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することとなります。

- 1 法人税法第34条第1項第2号《事前確定届出給与》に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。）
- 2 法人税法第34条第1項第3号に規定する利益連動給与

これらの給与を支払う際に源泉徴収をすることとなる税額の算定方法は、おおむね次のとおりです。

1 賞与以外の給与に対する源泉徴収

(1) 税額表の適用区分

賞与以外の給料や賃金等を月々（日々）支払う際に源泉徴収をする税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めます（所法185）。

この税額表には、月額表と日額表とがあり、それぞれ次の表（税額表の種類）に掲げる欄が設けられています。

また、これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無に応じ、それぞれ次の表（税額表の適用区分）のとおりに適用します。

なお、税務署から配布する税額表の各欄の税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっています。

〔税額表の種類〕

種 類	欄 の 区 分	種 類	欄 の 区 分
月 額 表	甲 欄	日 額 表	甲 欄
	乙 欄		乙 欄
			丙 欄

〔税額表の適用区分〕

給 与 の 支 給 区 分	使用する 税 額 表	扶養控除等 申告書の提出の有無	使用する 欄
①月ごとに支払うもの	月額表	提 出 あり	甲 欄
②半月ごと、旬ごとに支払うもの		提 出 なし	乙 欄
③月の整数倍の期間ごとに支払うもの			

給 与 の 支 給 区 分	使用する 税 額 表	扶養控除等 申告書の提出の有無	使用する 欄
④毎日支払うもの ⑤週ごとに支払うもの ⑥日割で支払うもの	日額表	提 出 あり	甲 欄
		提 出 な し	乙 欄
⑦日雇賃金	日額表	(提出不要)	丙 欄

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与をいいます。

ただし、一の給与の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与は、ここでいう日雇賃金には含まれません(所令309、所基通185-8)。

税額表の「甲」欄は、扶養親族等の数の「0人」から「7人」までの各欄に区分されていますので、扶養親族等の数に応じてそれぞれ該当する欄を適用します(注1)。

この「扶養親族等の数」とは、控除対象配偶者(老人控除対象配偶者を含みます。)と控除対象扶養親族(同居老親等若しくは同居老親等以外の老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。)との合計数をいいます。

また、給与の支払を受ける人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を、扶養親族等の数とします(所法187)。

(注) 1 扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額とします。

2 控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に親族関係書類が添付等されている場合に限りです。

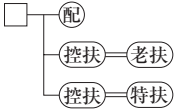
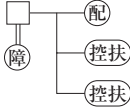
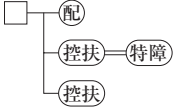
〔月額表を適用する場合の例示〕

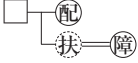
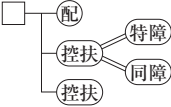
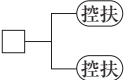
月額表を適用する場合を例示すると、おおむね次の表のとおりです。

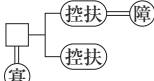
凡 例	☐ …所得者	障…一般の障害者	特障…特別障害者
	同障…同居特別障害者	配…一般の控除対象配偶者	老配…老人控除対象配偶者
	寡…寡婦(特別の寡婦を含みます。)	又は寡夫	
	控扶…一般の控除対象扶養親族	老親…同居老親等	老扶…同居老親等以外の老人扶養親族
	特扶…特定扶養親族		

扶…年齢16歳未満の扶養親族

区分	事例	税 額 表 の 適 用 欄	
① 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人	〈事例1〉 イ 控除対象配偶者なし ロ 控除対象扶養親族なし ハ 障害者等の控除なし	甲欄の 0人欄	控除対象配偶者も控除対象扶養親族もいないので、甲欄の0人の欄を使用します。
	〈事例2〉 イ 控除対象配偶者あり ロ 控除対象扶養親族1人	甲欄の 2人欄	「扶養親族等の数」とは、控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数をいいますから、甲欄の2人の欄を使用します。
	〈事例3〉 イ 控除対象配偶者なし ロ 扶養親族（年齢16歳未満）1人	甲欄の 0人欄	年齢16歳未満の扶養親族の人数は、扶養親族等の数に加えないことになっていますから、甲欄の0人の欄を使用します。
	〈事例4〉 イ 控除対象配偶者あり、老人控除対象配偶者に該当 ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が同居老親等に該当	甲欄の 3人欄	控除対象扶養親族等のうちに老人控除対象配偶者又は同居老親等に該当する人がいる場合でも、月々の源泉徴収に当たっては、一般の控除対象扶養親族等と同様に取り扱って扶養親族等の数を求めることになっていますから、甲欄の3人の欄を使用します。 (*) 老人控除対象配偶者の控除額48万円や同居老親等の控除額58万円と、一般の控除額38万円との差額は、年末調整の際に精算することになります。

区分	事例	税 額 表 の 適 用 欄	
① 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人	〈事例5〉 イ 控除対象配偶者あり ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が同居老親等以外の老人扶養親族に該当し、他の1人が特定扶養親族に該当 	甲欄の3人欄	控除対象扶養親族のうちに同居老親等以外の老人扶養親族や特定扶養親族に該当する人がいる場合でも、月々の源泉徴収に当たっては、一般の控除対象扶養親族と同様に取り扱って扶養親族等の数を求めることとなっていますから、甲欄の3人の欄を使用します。 (*) 同居老親等以外の老人扶養親族の控除額48万円や特定扶養親族の控除額63万円と、一般の控除額38万円との差額は、年末調整の際に精算することになります。
	〈事例6〉 イ 控除対象配偶者あり ロ 控除対象扶養親族2人 ハ 本人が障害者に該当 	甲欄の4人欄	「扶養親族等の数」は、控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数に、本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その該当する数を加えることになっていますから、障害者の1人を加え、甲欄の4人の欄を使用します。
	〈事例7〉 イ 控除対象配偶者あり ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が特別障害者に該当 	甲欄の4人欄	控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）に該当する人がいる場合には、その障害者の数を加えることになっていますから、甲欄の4人の欄を使用します。 (*) 特別障害者は、月々の源泉徴収に当たっては、一般の障害者と同様に取り扱われ、一般の障害者控除額との差額は年末調整の際に精算することになります。

区分	事例		税 額 表 の 適 用 欄
① 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人	〈事例8〉 イ 控除対象配偶者あり ロ 扶養親族（年齢16歳未満）1人、障害者に該当 	甲欄の 2人欄	年齢16歳未満の扶養親族の人数は、扶養親族等の数には加えませんが、その扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）に該当する場合には、障害者の1人を加えることになっていますので、甲欄の2人の欄を使用します。
	〈事例9〉 イ 控除対象配偶者あり ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が同居特別障害者に該当 	甲欄の 5人欄	控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数は3人ですが、控除対象配偶者や扶養親族のうちに同居特別障害者に該当する人がある場合には、障害者の1人と同居特別障害者の1人を加えることになっていますので、甲欄の5人の欄を使用します。
	〈事例10〉 イ 控除対象配偶者なし ロ 控除対象扶養親族2人 	甲欄の 2人欄	控除対象配偶者がなく、控除対象扶養親族が2人いますから、甲欄の2人の欄を使用します。 (*) 控除対象配偶者がなく、控除対象扶養親族がいる場合の例としては、本人に配偶者がいない場合と、配偶者はいるがその配偶者に一定の所得があるなどの理由で控除対象配偶者に当たらない場合がありますが、いずれの場合も同じように適用します。

区分	事 例	税 額 表 の 適 用 欄	
① 給与所得者の扶養控除等申告書を出している人	〈事例11〉 イ 控除対象配偶者なし ロ 控除対象扶養親族 2人、うち1人が障害者に該当 ハ 本人が寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫に該当 	甲欄の4人欄	控除対象扶養親族が2人あり、本人が寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫に該当し、更に控除対象扶養親族のうち1人が障害者に該当しますので、甲欄の4人の欄を使用します。
② 「給与所得者の扶養控除等申告書」を出していない人 ③ 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を出している人		乙 欄	「給与所得者の扶養控除等申告書」を出していない人や「従たる給与についての扶養控除等申告書」を出している人は、全て乙欄を使用します。

(2) 税額の求め方

月額表、日額表を使用した税額の求め方を設例によって説明します。

設例に基づく税額計算は、「平成29年分 源泉徴収税額表」によります。

なお、税額表の「以上」の欄はその欄に記入されている数字を含み、「未満」の欄はその数字を含まないことにご注意ください。

また、給与等の支払の際控除される社会保険料(46ページ参照)又は小規模企業共済等掛金(47ページ参照)がある場合には、その給与等の金額からその社会保険料の金額とその小規模企業共済等掛金の金額との合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があったものとみなして、源泉徴収税額の計算をすることとされています（所法188）。以下、社会保険料と小規模企業共済等掛金とを併せて「社会保険料等」といいます。

イ 月額表を適用する場合の税額の求め方

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「甲」

欄の「扶養親族等の数」欄の該当する人数の欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額です。

(設例 1)

イ	給与の支給額(月額)	250,400円	ハ	控除対象配偶者あり
ロ	給与から控除する社会保険料等		ニ	控除対象扶養親族なし
		37,586円		

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、212,814円(250,400円－37,586円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、212,814円が含まれている「211,000円以上213,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「1人」の欄との交わるところに記載されている3,570円が、その求める税額です。

(設例 2)

イ	給与の支給額(月額)	296,200円	ハ	控除対象配偶者なし
ロ	給与から控除する社会保険料等		ニ	控除対象扶養親族1人
		43,397円		(障害者に該当)

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、252,803円(296,200円－43,397円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、252,803円が含まれている「251,000円以上254,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「2人」の欄との交わるところに記載されている3,410円が、その求める税額です。

(注) 扶養親族等の数は、控除対象扶養親族の1人に障害者としての1人を加えた2人となります。

(設例 3)

イ	給与の支給額(月額)	270,700円	ニ	控除対象扶養親族2人
ロ	給与から控除する社会保険料等			(うち1人が障害者に該当)
		40,481円		
ハ	控除対象配偶者なし		ホ	本人が寡婦に該当

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、230,219円(270,700円－

40,481円) となります。

- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、230,219円が含まれている「230,000円以上233,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「4人」の欄との交わるところをみると、「0」となっていますから、この例の場合は、源泉徴収をする税額はありません。

(注) 扶養親族等の数は、控除対象扶養親族の2人に障害者としての1人及び寡婦としての1人を加えた4人となります。

(ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「乙」欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額です。

(設例4)

イ 給与の支給額(月額) 83,900円 ロ 給与から控除する社会保険料等なし

(説明)

- ① 給与から控除する社会保険料等がありませんので、支給額83,900円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、83,900円が含まれている「88,000円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところをみると、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額」となっていますから、2,569円(83,900円×3.063%)が、その求める税額です。
- (ハ) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合
- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「乙」欄との交わる場所に記載されている金額を求めます。
- ③ ②により求めた金額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき1,610円を控除した金額が、その求める税額です。

(設例 5)

イ	給与の支給額(月額)	151,600円	ハ	従たる給与から控除する
ロ	給与から控除する社会保険料等なし		ニ	控除対象扶養親族 2 人

(説明)

- ① 給与から控除する社会保険料等がありませんので、支給額151,600円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
 - ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、151,600円が含まれている「151,000円以上153,000円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている9,000円を求めます。
 - ③ ②により求めた9,000円から3,220円(1,610円× 2 人)を控除した5,780円が、その求める税額です。
- (二) 特殊な場合の税額計算

月額表は、給与を月単位で支払う場合の税額を求めるように作られています。実際には数か月分の給与を一括して支払うこととしている場合や、半月ごとや旬ごとに給与を支払うこととしている場合があります。このような場合には、次のようにして、その給与から源泉徴収をする税額を計算します。

A 数か月分の給与を一括して支払うこととしている場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算し、その金額を給与の計算の基礎となった期間の月数で除して、社会保険料等控除後の給与等の月割額を計算します。
- ② ①により求めた月割額について、通常の月給と同じようにして月額表を使って税額を求めます。
- ③ ②により求めた税額にその給与の計算の基礎となった期間の月数を乗じた金額が、源泉徴収をする税額です。

(設例 6)

イ	半期(6 か月)分の役員報酬額	ハ	控除対象配偶者あり
	4,853,400円	ニ	控除対象扶養親族 2 人
ロ	給与から控除する社会保険料等なし		

この設例は、半期(6 か月)分の役員報酬をその期末にまとめて支払う場合で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の例です。

(説明)

① 給与から控除する社会保険料等がありませんから、報酬額4,853,400円を6で除して月割額を求めると、808,900円となります。

② ①により求めた社会保険料等控除後の給与等の金額の月割額808,900円について、次のようにして税額を求めます。

月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、808,900円が含まれている「806,000円以上809,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「3人」（控除対象配偶者と控除対象扶養親族2人の合計3人）の欄との交わるところに記載されている65,740円が社会保険料等控除後の給与等の金額の月割額808,900円に対する税額となります。

③ ②により求めた月割額に対する税額65,740円を6倍した金額394,440円（65,740円×6）が、半期の役員報酬4,853,400円から源泉徴収をする税額です。

B 半月ごとに給与を支払うこととしている場合

① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算し、その金額を2倍して月額に換算します。

② ①により月額に換算した金額について、通常の月給と同じようにして月額表を使って税額を求めます。

③ ②により求めた税額を2分の1したものが、半月分の給与から源泉徴収をする税額です。

(注) 1 この方法によって税額を計算するのは、給与の支給期が半月ごとと定められている場合であって、支給期が毎月ごとに定められている給与を資金繰りの都合等で15日と30日とに分けて支払うような場合は、関係がありません。

なお、このように支給総額が確定している給与を分割して支払う場合に、それぞれの支払の際に徴収すべき税額は、その確定している支給総額に対する税額をそれぞれの支払額にあん分して計算します（所基通183～193共－1）。

2 給与の支給期が半月ごとと定められている場合に、残業手当等の支給額の関係などで、例えば、15日の給与が50,000円、30日の給与が80,000円となったようなときでも、その15日の給与と30日の給与のそれぞれについて、上記①から③までの方法により源泉徴収をする税額を計算すればよいことになります。また、25日に結婚し、控除対象配偶者を有することになったため、扶養親族等の数に異動があったような場合でも、15日に支給した給与に対する税額の計算のやり直しはしないことになります。

(設例 7)

イ 給与の支給額（半月額）119,500円 ニ 控除対象扶養親族 1 人
ロ 給与から控除する社会保険料等 ホ 本人が寡婦に該当
17,363円

ハ 控除対象配偶者なし

〔 この設例は、給与を半月ごとに支払うこととしている場合で、
「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の例です。 〕

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、102,137円（119,500円－17,363円）ですから、これを 2 倍すると、204,274円（102,137円×2）となります。
- ② ①により求めた社会保険料等控除後の給与等の金額を月額に換算した金額204,274円について、月額表の甲欄により扶養親族等の数が 2 人（控除対象扶養親族 1 人に寡婦としての 1 人分を加えたものです。）の場合の税額を求めると1,670円となります。
- ③ ②により求めた税額1,670円を 2 分の 1 した金額835円が、半月分の給与119,500円から源泉徴収をする税額です。

C 旬ごとに給与を支払うこととしている場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算し、その金額を 3 倍して月額に換算します。
- ② ①により月額に換算した金額について、通常の月給と同じようにして月額表を使って税額を求めます。
- ③ ②により求めた税額を 3 分の 1 したものが、旬ごとの給与から源泉徴収をする税額です。

D 給与を追加して支給する場合

給与の追加支給が行われた場合に、その追加して支給する給与から徴収する税額は、追加して支給する給与をそれまで支払った給与に加算した金額を基として求めた税額から、それまでに支払った給与から徴収した税額を控除して求めます（所基通183～193共－2）。

なお、給与の改訂が既往に遡って実施されたことに伴って支給される新旧給与の差額については、その差額を、その差額の支給期に支払う普通給与に加算して税額を求めることも、また、その差額の総額を賞与として徴収税額を計算することもできます（所基通183～193共－5）。

(設例 8)

イ	既に支給したその月分の給与の額	287,200円
ロ	給与から控除した社会保険料等	40,547円
ハ	既に支給した給与からの徴収税額	3,200円
ニ	控除対象配偶者あり	
ホ	控除対象扶養親族 1 人	
ヘ	追加支給する給与	17,800円

〔 この設例は、給与を追加して支給する場合で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の例です。 〕

(説明)

- ① まず、既に支給した給与と追加支給する給与との合計額を求める
と305,000円 (287,200円 + 17,800円) となります。
- ② 次に①の合計額から社会保険料等を控除します。
 $305,000円 - 40,547円 = 264,453円$
- ③ 月額表の甲欄により②で求めた264,453円に対する税額を求めると
3,840円となります。
- ④ ③で求めた税額から既に支給した給与からの徴収税額を控除した
640円 (3,840円 - 3,200円) が追加支給した給与から源泉徴収をする
税額です。

E 給与が税引手取額で定められている場合

給与の支給額が税引手取額で定められている場合には、税引手取額を税込みの金額に逆算し、その逆算した金額を給与の支給額として、源泉徴収税額を計算します (所基通181～223共 - 4)。

(設例 9)

イ	税引手取給与の額 (月額)	184,900円
ロ	給与から控除する社会保険料等なし	

〔 この設例は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の例です。 〕

(説明)

- ① まず、月額表「乙」欄によって「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」が184,900円の場合の税額15,300円を求めます。
- ② 次に、税引手取給与の額184,900円と税額の合計額が「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄に定める給与等の範囲 (「以上、未満」欄) 内の金額となるように、税額欄を税額の大きく

なる方へ順次見て行くと、下図の○印のところが税額23,300円と税引手取給与の額184,900円との合計額208,200円を含む給与等の範囲（その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 207,000円以上 209,000円未満）内となります。したがって、23,300円が税引手取給与の額184,900円に対する源泉徴収税額となります。

(税額表抜粋)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		乙	
以 上	未 満	税 額	
円	円	円	
183,000	185,000	○15,300	(184,900 + 15,300 = 200,200 ⇒ ×)
185,000	187,000	16,000	
187,000	189,000	16,700	
189,000	191,000	17,500	
191,000	193,000	18,100	
193,000	195,000	18,800	
195,000	197,000	19,500	
197,000	199,000	20,200	
199,000	201,000	20,900	
201,000	203,000	21,500	
203,000	205,000	22,200	(184,900 + 22,200 = 207,100 ⇒ ×)
205,000	207,000	22,700	(184,900 + 22,700 = 207,600 ⇒ ×)
207,000	209,000	○23,300	184,900 + 23,300 = 208,200 ⇒ ○

なお、社会保険料等控除後の税引給与の金額とそれに対する税額との合計額が88,000円未満の場合及び860,000円を超える場合には、月額表の「乙」欄に従って一定の算式を作成し、この算式により求めることになります。

ロ 日額表を適用する場合の税額の求め方

日額表の使い方は、月額表の使い方と大体同じですが、具体的な設例で説明しますと、次のようになります。

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」欄の該当する人数の欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額です。

(設例 1)

- | | |
|--------------------------|----------------|
| イ 給与の支給額 (週給) 81,300円 | ハ 控除対象配偶者なし |
| ロ 給与から控除する社会保険料等 11,582円 | ニ 控除対象扶養親族 1 人 |

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、69,718円 (81,300円 - 11,582円) ですから、これを 1 日当たりに換算すると、9,959円 (69,718円 ÷ 7 日 (1 週間)) (1 円未満切捨て) となります。
 - ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」の欄で 9,959円が含まれている「9,900円以上10,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「1 人」の欄との交わる場所に記載されている金額220円を求めます。
 - ③ ②により求めた金額220円を 7 倍した金額1,540円が、週給 81,300円から源泉徴収をする税額です。
- (ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合
- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
 - ② ①により求めた金額に応じて、日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「乙」欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額です。

(設例 2)

- | |
|------------------------------|
| イ 給与の支給額 (20日ごとに支給) 124,800円 |
| ロ 給与から控除する社会保険料等なし |

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を日割額にすると、6,240円 (124,800円 ÷ 20日) となります。
 - ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、6,240円が含まれている「6,200円以上6,300円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わる場所に記載されている金額540円を求めます。
 - ③ ②により求めた金額540円を20倍した金額10,800円が、20日分の給与と124,800円から源泉徴収をする税額です。
- (ハ) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合
- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。

- ② ①により求めた金額に応じて、日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額を求めます。
- ③ ②により求めた金額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人につき 50 円を控除した金額が、その求める税額です。

(設例 3)

- イ 給与の支給額 (17日に採用して30日までの14日間の給与の額)
72,800円
- ロ 給与から控除する社会保険料等なし
- ハ 従たる給与から控除する控除対象扶養親族 1 人

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を日割額にすると、5,200円 ($72,800 \div 14$ 日) となります。
- ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、5,200円が含まれている「5,200円以上5,300円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額330円を求めます。この金額から従たる給与から控除する控除対象扶養親族 1 人について50円を控除した金額280円 ($330 - 50$ 円) を求めます。
- ③ ②により求めた金額280円を14倍した金額3,920円が、14日分の給与72,800円から源泉徴収をする税額です。
- (二) 臨時雇用者の場合——丙欄適用者の場合
- 日額表には、丙欄が設けられていますが、この欄は、次に掲げる給与について源泉徴収をする税額を求める場合に使用します (所基通185-8)。
- イ 労働した日又は時間によって算定される給与で、労働した日ごとに支払うこととしている、いわゆる日雇労働者の給与
- ロ 日々雇い入れられる者の労働した日又は時間により算定される給与で、労働した日以外の日において支払われるもの
- ハ あらかじめ定められた雇用契約の期間が2か月以内の者に支払われる給与で、労働した日又は時間によって算定されるもの
- ただし、同一の雇用主のもとに継続して2か月を超えて雇われることとなるときは、その2か月を超える部分については丙欄は適用できず、甲欄又は乙欄を使ってその税額を求めることになります (所令309、所基通185-8)。

(設例 4)

イ 日雇労働者の賃金(日額)	13,130円
ロ 給与から控除する社会保険料等	836円

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、12,294円(13,130円－836円)となります。
- ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、12,294円が含まれている「12,200円以上12,300円未満」の行を求めます。その行と「丙」欄との交わるところに記載されている106円が日雇賃金13,130円から源泉徴収をする税額です。

2 賞与に対する源泉徴収

(1) 税額表等の適用区分

賞与に対する源泉徴収税額は、一般の場合には、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」(以下「算出率表」といいます。)を使って求めますが、月額表を使って求める場合もあります。その区分を表であらわしますと、次のようになります。

なお、日額表の丙欄適用者に支払われる臨時手当等については、「算出率表」を使用せず、原則として、その支払を受ける日の通常の日雇賃金と合計して源泉徴収税額を計算します。

賞 与 の 支 給 区 分	使用する 税 額 表	給与所得者の扶養控除等申告書の提出の有無	使 用 する欄
① 前月中に賞与以外の普通給与の支払がある人に支払う賞与(前月中の普通給与の10倍を超える賞与を除きます。)	算出率表	提 出 あ り	甲 欄
		提 出 な し	乙 欄
② 前月中に賞与以外の普通給与の支払がない人に支払う賞与 ③ 前月中の普通給与の10倍を超える賞与	月 額 表	提 出 あ り	甲 欄
		提 出 な し	乙 欄

(2) 税額の求め方

イ 前月中に賞与以外の普通給与の支払がある人に支払う賞与(前月中の普通給与の10倍を超える賞与を除きます。)

(イ)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、算出率表の甲欄により、その人の前月中の社会保険料等

控除後の給与等の金額と扶養親族等の数とに応じて「賞与の金額に乘すべき率」欄に記載されている率を求めます。

- ② 社会保険料等控除後の賞与の金額に①により求めた率を乗じます。これが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(注) 賞与以外の普通給与を月の整数倍の期間ごとに支払うこととしているため、賞与を支払う月の前月中に給与の支払がなかった場合又は前月中にその期間の給与をまとめて支払っていた場合には、前月中に支払を受けた普通給与の額は、その賞与の支払の直前に支払った普通給与の月割額に相当する額であったものとして算出率表を使用することになります(所法186①一イ)。

(設例 1)

イ	前月の給与(社会保険料等控除後)	ニ	控除対象配偶者あり
	285,454円	ホ	控除対象扶養親族 2 人
ロ	賞与の金額		454,800円
ハ	賞与から控除する社会保険料等		64,921円

(説明)

- ① まず、算出率表の「甲」欄により、「扶養親族等の数」が「3人」の欄で、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額285,454円が含まれている「171千円以上295千円未満」の行を求めます。その行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている「2.042%」が、賞与の金額に乘する率です。
- ② 賞与の金額454,800円から社会保険料等64,921円を控除した残額389,879円に2.042%を乗じた金額7,961円(389,879円×2.042%……1円未満切捨て)が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

(設例 2)

イ	前月中に支払った半期(6か月)	ニ	控除対象配偶者あり
	分の役員報酬 3,459,000円	ホ	控除対象扶養親族 2 人
ロ	賞与の金額 2,132,800円		(うち 1 人が障害者に該当)
ハ	給与及び賞与から控除する社会保険料等なし		

(説明)

- ① まず、前月中に支払った半期分の役員報酬の月割額を求めます。
 $3,459,000円 \div 6 = 576,500円$
- ② つぎに、算出率表の「甲」欄により、「扶養親族等の数」が「4

人」の欄で、①で求めた月割額576,500円が含まれている「543千円以上591千円未満」の行を求めます。その行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている「16.336%」が、賞与の金額に乘する率です。

- ③ 賞与の金額2,132,800円に②で求めた率16.336%を乗じた金額348,414円（2,132,800円×16.336%……1円未満切捨て）が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

ロ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人を含みます。）の場合

- ① まず、算出率表の「乙」欄により、その人の前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、「賞与の金額に乘すべき率」欄に記載されている率を求めます。
- ② 社会保険料等控除後の賞与の金額に、①により求めた率を乗じます。これが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

（設例3）

イ 前月の給与（社会保険料等控除後）	ハ 賞与から控除する社会保険料等
144,022円	59,626円
ロ 賞与の金額	417,000円

（説明）

- ① まず、算出率表の「乙」欄により、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額144,022円が含まれている「239千円未満」の行を求めます。その行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている「10.21%」が、賞与の金額に乘する率です。
- ② 賞与の金額417,000円から社会保険料等59,626円を控除した残額357,374円に10.21%を乗じた金額36,487円（357,374円×10.21%……1円未満切捨て）が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

なお、「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出がある場合に、月額表の乙欄を使って給与や賞与に対する源泉徴収税額を求めるときは、乙欄に記載されている税額から申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき1,610円を控除しますが、算出率表を使って賞与に対する源泉徴収税額を求めるときは、この控除はしないことになっています。

ロ 前月中に賞与以外の普通給与の支払がない人に支払う賞与

（イ）「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を6（その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12）で除します。
- ② 月額表の甲欄によって、①により求めた金額とその人の扶養親族等の数に応じた税額を求めます。
(注) 扶養親族等の数及び税額の求め方は、91ページ以下で説明している主たる給与に対する税額の求め方と同じです。
- ③ ②によって求めた税額を6倍（又は12倍）したものが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(設例4)

イ 賞与の金額（計算期間は6か月）	ハ 控除対象配偶者なし
907,800円	ニ 控除対象扶養親族1人
ロ 賞与から控除する社会保険料等	
136,860円	

(説明)

- ① 賞与907,800円から社会保険料等136,860円を控除した残額770,940円を6で除すと、128,490円となります。
 - ② 月額表の甲欄によって、社会保険料等控除後の給与等の金額が128,490円で扶養親族等の数が1人の場合の税額を求めると530円となります。
 - ③ ②により求めた税額530円を6倍した3,180円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。
- ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合
「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人に支給する賞与については、その支給額から社会保険料等を控除し、これを6（その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12）で除した金額を基として月額表の乙欄を使用して税額を求め、その税額を6倍（又は12倍）したものが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。
- つまり、月額表の乙欄を使用すること以外は、イ)の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合と、その方法は同じです。
- ハ) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合
- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を6（その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12）で除します。
 - ② 月額表の乙欄によって、①により求めた金額に応じた税額を求めます。

- ③ ②により求めた税額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人につき1,610円を控除した金額を求めます。
- ④ ③によって求めた金額を 6 倍（又は12倍）したものが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

（設例 5）

イ 賞与の金額（計算期間は12か月）	ハ 従たる給与から控除
962,400円	する控除対象扶養親
ロ 賞与から控除する社会保険料等なし	族 1 人

（説明）

- ① 賞与から控除する社会保険料等がありませんから、賞与の金額 962,400円を12で除すと80,200円となります。
- ② 月額表の乙欄によって、社会保険料等控除後の給与等の金額が 80,200円の場合の税額を求めると2,456円（80,200円×3.063%……1 円未満切捨て）で、この税額から従たる給与から控除する控除対象扶養親族 1 人について1,610円を控除すると846円になります。
- ③ ②により求めた846円を12倍した10,152円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

ハ 前月中の普通給与の10倍を超える賞与

イ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を 6（その賞与の計算の基礎となった期間が 6 か月を超える場合は、12）で除し、その金額と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額との合計額を求めます。
- ② 月額表の甲欄によって、①により求めた合計額について、その人の扶養親族等の数に応じた税額を求めます。
- ③ 月額表の甲欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額についてその人の扶養親族等の数に応じた税額を求めます。
- ④ ②により求めた税額から③により求めた税額を控除した金額を 6 倍（又は12倍）した金額が、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(設例 6)

イ 前月中の給与の金額 (社会保険料等控除後)	166,531円	ハ 賞与から控除する社会保険料等	252,455円
ロ 賞与の金額 (計算期間は 6 か月)	1,923,000円	ニ 控除対象配偶者なし	
		ホ 控除対象扶養親族 1 人	

(説明)

- ① 賞与の金額1,923,000円から社会保険料等252,455円を控除し、これを6で除した金額278,424円 (1円未満切捨て) と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額166,531円との合計額444,955円を求めます。
- ② 月額表の甲欄によって、①により求めた合計額444,955円について扶養親族等の数1人の場合の税額を求めると16,950円になります。
- ③ 月額表の甲欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額166,531円について扶養親族等の数1人の場合の税額を求めると、1,930円となります。
- ④ ②により求めた税額16,950円から③により求めた税額1,930円を控除した残額15,020円を6倍した金額90,120円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

(ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人に支給する賞与については、その支給額から社会保険料等を控除し、これを6 (その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12) で除した金額と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額との合計額を基として、月額表の乙欄を使用して税額を求め、この税額から前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額について月額表の乙欄を使用して求めた税額を控除した金額を6倍 (又は12倍) した金額が、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

つまり、月額表の乙欄を使用すること以外は、(イ)の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合と、その方法は同じです。

(イ) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を6 (その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12) で除し、その金額と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額との合計額を求めます。
- ② 月額表の乙欄によって、①により求めた合計額についての税額

を求め、その税額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人につき1,610円を控除した金額を求めます。

- ③ 月額表の乙欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額についての税額を求め、その税額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人につき1,610円を控除した金額を求めます。
- ④ ②により求めた金額から③により求めた金額を控除した金額を 6 倍（又は12倍）した金額が、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

（設例 7）

イ 前月の給与（社会保険料等なし）	ハ 賞与から控除する社会保険料等なし
132,200円	
ロ 賞与の金額（計算期間は 6 か月）	ニ 従たる給与から控除する控除対象扶養親族 1 人
1,539,000円	

（説明）

- ① 賞与から控除する社会保険料等がありませんから、賞与の金額 1,539,000円を 6 で除した金額256,500円と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額132,200円との合計額388,700円を求めます。
- ② 月額表の乙欄によって、①により求めた合計額388,700円について税額78,800円を求め、この税額から1,610円（従たる給与から控除する控除対象扶養親族 1 人分）を控除した金額77,190円を求めます。
- ③ 月額表の乙欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額132,200円について税額6,000円を求め、この金額から1,610円（従たる給与から控除する控除対象扶養親族 1 人分）を控除した金額4,390円を求めます。
- ④ ②により求めた金額77,190円から③により求めた金額4,390円を控除した金額72,800円を 6 倍した金額436,800円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

3 年末調整

年末調整とは、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際、給与所得者の各人ごとに、給与を支払う都度源泉徴収をした税額の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較し

て過不足額の精算を行うことをいいます。この年末調整は、給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

(注) その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）は、次の手順によって求めます。

- ① 次の速算表によって「算出所得税額」を求めます。

(平成29年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額(A)		税 率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下		5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超	3,300,000円 〳	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 〳	6,950,000円 〳	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 〳	9,000,000円 〳	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 〳	17,420,000円 〳	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円

(注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 課税給与所得金額が17,420,000円を超える場合は、平成29年分の年末調整の対象となりません。

- ② ①で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除し、「年調所得税額」を求めます。なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。

- ③ ②で求めた年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む「年調年税額」を求めます。

なお、この年調年税額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(1) 年末調整を行う理由

毎月（毎日）給与を支払う際に税額表によって所定の税額を徴収していても、次のような理由によって給与を支払う都度源泉徴収をした税額の合計額と、その年中の給与の支給総額に対して計算した年税額とは一致しないのが通常です。このため、源泉徴収税額の過不足額を精算する必要がありますが、この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

イ その年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があること。

ロ 月額表などの税額表の作り方が簡略化されていること（老人控除対象配偶者や老人扶養親族の割増控除などは考慮せず、また、障害者、寡婦（夫）等の控除は、通常の控除対象扶養親族がそれぞれ1人多くいるものとして税額表を適用することになっていることなど）。

ハ 配偶者特別控除や生命保険料控除、地震保険料控除などは、年末調整の際に控除することになっていること。

ニ 賞与の源泉徴収税率は、賞与が年間を通じて給与の5か月分支払われるものとして算出されていること。

ホ 年末調整の際に税額控除（（特定増改築等）住宅借入金等特別控除）を行うこと。

(2) 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与を支払う際に行います（所法190）が、これには、次のような特例があります。

イ 年末の賞与を12月分の通常の給与より先に支払う場合の特例

12月に賞与以外の通常の給与と賞与とを支払う場合で、賞与を先に支払うときには、賞与に対する税額計算の手数を省略する意味から、その賞与をその年最後に支払う給与とみなして、その賞与を支払う際に年末調整を行うことができます（所基通190－6）。

この場合には、後で支払う12月分の通常の給与の見積額とそれに対する源泉徴収税額の見積額とを含めたところで年末調整を行うこととなりますが、12月分の通常の給与の実際の支払額とそれに対する源泉徴収税額がその見積額と異なることとなった場合には、その12月分の通常の給与を支払う際に年末調整の再計算をします。

ロ 年途中で退職等をした人の場合の特例

次の場合には、それぞれの場合に該当することとなった時に、その人について年末調整を行います。

(イ) 給与の支払を受ける人が死亡により退職した場合

(ロ) 給与の支払を受ける人が海外の支店等に転勤したことにより非居住者となった場合

(ハ) 給与の支払を受ける人が著しい心身の障害のため退職した場合で、退職の時期からみてその年中において再就職することができないと認められ、かつ、退職後その年中に給与の支払を受けることとなっていないとき

(ニ) 給与の支払を受ける人が12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した場合

(ホ) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが年途中で退職した場合で、その人がその年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下であるとき（退職後その年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）

(3) 年末調整の対象とならない人

年末調整は、原則としてその年最後に給与の支払をする際に行うこと

なっていますが、次に掲げるような人に支払う給与は、年末調整の対象となりません。

イ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人

その年最後に給与を支払う時までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人については、年末調整を行いません。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人は、通常は、次のような人です。

(イ) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人（いわゆる乙欄適用者）

(ロ) 労働した日又は時間によって算定され、しかも労働した日ごとに支払われる給与（日額表の丙欄を適用する給与）の支払を受けている人（日雇労働者など）

(ハ) 国内に、住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）

ロ その年中に支払を受ける給与の収入金額が2,000万円を超える人

ハ 年の途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

(注) 中途退職者については、年末調整を行わなければならない場合がありますから、(2)の「年末調整を行う時期」を参照してください。

ニ 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人

(4) 年末調整の対象となる給与

年末調整の対象となる給与は、その年1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与です。

したがって、実際にその給与を支払ったかどうかに関係なくその年中に支払うことが確定している給与は、たとえ未払であっても、その年中の給与に含めて年末調整を行うことになります。

(注) 1 給与の支払が確定する時期については、「Ⅲ 給与所得の収入すべき時期」（38ページ）を参照してください。

2 年末調整の事務手順などその詳しい内容については、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書「年末調整のしかた」を参照してください（「年末調整のしかた」は国税庁ホームページにも掲載されます。）。

Ⅶ 給与の支払明細書の交付

国内において給与の支払をする者は、支払の際に、給与の金額、源泉徴収税額など必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける人に交付する必要があります（所法231、所規100）。

(注) 1 給与の支払をする者は、給与の支払を受ける人の承諾を得て、書面による給与の支払明細書の交付に代えて、給与の支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、この提供により、給与の支払をする者は、給与の支払明細書を交付したものとみなされます。

ただし、給与の支払を受ける人の請求があるときは、給与の支払をする者は書面により給与の支払明細書を交付する必要があります。

2 給与の支払を受ける人に支払明細書を交付しなかったり、偽りの記載をして交付（電磁的方法により提供）したりした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すこととされています（所法242①七）。

Ⅷ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

居住者に対し国内において給与を支払う際に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、給与を支払った月の翌月10日（納期の特例の承認を受けている場合には7月10日と翌年1月20日）までに、e-Taxを利用して納付するか又は「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法183①、190、220、所規80、国税通則法34①、復興財確法28⑤、復興特別所得税省令6）。ただし、法人が役員に対して支給する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、未払賞与に対して源泉徴収をしなければならないことになっています（所法183②）。

なお、納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください（所得税徴収高計算書（納付書）の記載については332ページの記載例を参照してください。）。

(注) 納期の特例の承認を受けている場合、所得税徴収高計算書（納付書）は、次により記載してください。

1 「人員」欄には、各月の実人員の合計数を記載します。例えば、1月から6月まで毎月2人に給与を支払っている場合の人員は、12人となります。

2 「支給額」、「税額」の各欄には、各月の支給額や税額の合計額を記載します。